

かながわにおける市民後見人養成の現状と課題

—市民後見人の養成と後見実施・支援機関の活動支援—

(平成 28 年度 市民後見人養成課題検討会報告書)

平成 29 年 3 月

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

はじめに

平成12年に成年後見制度が制定されて以来、この制度を利用される方は年々増加しているところですが、利用を促進するため、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が制定されて以降、国においては、成年後見制度利用促進会議が設置され、成年後見制度利用促進委員会において、有識者の議論が重ねられてきました。

その後、国では利用促進基本計画を策定し、今後、各市町村において利用促進計画が定められていくこととなります。

成年後見制度は、判断能力が十分ではなくなった方を法的に支援し、本人の権利擁護を図るものです。全ての地域において必要な方が利用できる制度でなければならず、地域住民の福祉や権利擁護に関わる社会福祉協議会は、今後積極的に取り組む必要があると考えています。

神奈川県社会福祉協議会では、成年後見制度への取り組みの一つとして、「市民後見人」に注目し、各市町村や社会福祉協議会の取り組みを支援するため、「市民後見人養成課題検討会」を設置しました。

検討会では、市民後見人に関し、県内における取り組み状況等の取りまとめ、市民後見人の養成、受任、受任後の支援等についての課題を整理、検討してまいりました。

本報告書は、この検討結果をまとめたものです。

検討に際し、県内の横浜市社会福祉協議会及び川崎市社会福祉協議会のみならず、先駆的な活動をされている品川区社会福祉協議会及び足立区社会福祉協議会に貴重な時間をいただき、お教をいただきました。深く感謝いたします。

また、ご多忙の中、本検討会の委員として、内嶋順一弁護士、田中晃社会福祉士並びに平塚市、藤沢市、平塚市社協、藤沢市社協、伊勢原市社協の職員の皆様に参加いただき、検討いただきました。心より御礼申し上げます。

本書が、各市町村及び各市町村社会福祉協議会における市民後見人の養成や活動を支援していく上での参考となり、地域における権利擁護の推進・福祉の推進に役立てていただくことを願っております。

平成29年3月

神奈川県社会福祉協議会 権利擁護推進部

目 次

1	市民後見人の養成と活動支援の取り組み経過-----	1
	(1) 市民後見人養成についての国施策の流れ-----	1
	(2) 市民後見人養成のあり方検討会報告とその後の取り組み概況-----	1
	(3) 市民後見人養成の理念-----	2
	① 市民後見の意義・役割等	
	② 市民後見人の就任・活動形態のあり方	
	(4) 国施策における市民後見人養成-----	3
	(5) 広域的な取り組みの検討-----	4
	① 国の動き	
	② 県内の動き	
2	後見実施・支援機関と市民後見人養成の状況について-----	6
	(1) 後見実施・支援機関の状況-----	6
	① 後見実施・支援機関について	
	② 神奈川県内の後見実施・支援機関の状況について	
	(2) 後見実施・支援機関による市民後見人の養成-----	8
	① 後見実施・支援機関の市民後見人養成に関する機能	
	② 市民後見人への活動支援	
	(3) 県内市町村における市民後見人養成研修の状況-----	10
	(4) 市町村の取り組み状況、研修並びに受講者の状況-----	11
3	ヒアリング調査からみる後見実施・支援機関の活動支援の現状-----	13
	(1) 受任前の支援-----	13
	① 市民後見人登録者名簿	
	② 推薦及び候補者の選考	
	③ 家庭裁判所への申立時の対応	
	④ 損害賠償保険の加入	

(2) 受任直後の支援-----	16
① ケースカンファレンスと財産関係書類の引き渡し	
② 後見事務計画・財産目録の作成	
(3) 受任後の継続支援-----	17
① 日常的な相談対応、定期面談	
② 後見事務報告時の提出書類の確認	
③ 研修	
④ 通帳等の現物の管理・保管	
⑤ 後見報酬	
(4) 終了後の支援-----	18
① 緊急時の対応	
② 後見が終了した市民後見人への対応	
③ 市民後見人が辞任する際の手続きの対応	
(5) その他-----	19
① 個人情報の把握	
② 受任できない登録者への対応	
③ 受任した後見人の市外転居時の対応	
4 市民後見人活動推進のための課題-----	20
(1) 選任形態と監督機能-----	20
(2) 選任時：マッチング（審議項目・本人情報開示・顔合わせ）-----	21
① 前提としての市民後見人養成講座修了者のご本人とが関わるパターン	
② パターンごとのマッチングにおける課題	
(3) 市民後見人の育成と活用について-----	22
① 成年後見人等の受任を目指した人材育成と活用の現状	
② 権利擁護を支える幅広い人材育成に向けて	
5 今後の展望-----	25
(1) 成年後見制度利用促進法の解説と今後の展望-----	25
(2) 成年後見制度利用促進法と今後の展望～主に福祉的観点から～-----	28

6 参考資料

<成年後見制度利用促進基本計画関連>

成年後見制度利用促進基本計画のポイント	35
成年後見制度利用促進基本計画の概要	35
総合的かつ計画的に講ずべき施策	36
成年後見制度利用促進基本計画の工程表	37
利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善	37
地域連携ネットワークのイメージ	38
不正防止の徹底と利用しやすさとの調和	38

<横浜市市社会福祉協議会>

市民後見推進委員会設置要綱	39
横浜市市民後見人要請・活動支援事業事務局会議及び受任調整会議運営要領	41
第3期市民後見人要請の実施状況について	43
第3期市民後見人要請課程カリキュラム基礎編	45
第3期市民後見人要請課程カリキュラム基礎編	46
受任調整の流れ	47
市民後見人受任調整案件確認票	48
市民後見人活動支援の内容について	49
市民後見人への重層的な活動支援体制イメージ	50

<川崎市>

川崎市における市民後見人の養成について	51
川崎市市民後見人サポート体制	54
川崎市市民後見人推進事業実施要綱	57
(福) 川崎市社会福祉協議会市民後見人推進機関設置運営要綱	58

<足立区>

足立区社会福祉協議会による成年後見制度推進に向けた取り組み状況	60
足立区社会貢献型後見人養成研修カリキュラム	62
(福) 足立区社会福祉協議会成年後見制度支援事業	
あだち区民後見人後見監督人業務実施要綱	63

<品川区>

品川らしい！後見活動等の概要／後見活動等の事業活動実績	66
品川成年後見センター運営委員会設置要綱	67
品川区市民後見人等の登録・活動に関する取扱基準	68
成年後見人報酬等助成事業要綱	70

1 市民後見人の養成と活動支援の取り組み経過

(1) 市民後見人養成についての国施策の流れ

平成 12 年 4 月の介護保険制度の創設とともにスタートした、現行の成年後見制度について、平成 28 年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「利用促進法」という。）が制定、公布され、翌 5 月 13 日施行された。利用促進法は、「認知症、知的障害その他の精神上的障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。」としている（第 1 条）。

また、利用促進法第 11 条に規定する基本方針として、「成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。」（7 号）、「地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。」（8 号）、「前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。」（9 号）を推進することとされている。

このように、成年後見制度の利用促進に際しては、「社会全体で支え合う」ことと、「共生社会の実現」という観点が重要とされ、第 11 条の基本方針の 8 号や 9 号において「地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者」の研修・育成・支援が規定され、主として「市民後見人」の養成・支援を念頭に置いた施策が推進されている。

(2) 市民後見人養成のあり方検討会報告とその後の取り組み概況

神奈川県内における市民後見への取り組みとしては、平成 19 年度に事業を開始し平成 21 年度に横浜家庭裁判所横須賀支部から選任された実績のある横須賀市・(福)横須賀市社会福祉協議会の先駆的な取り組みがある。

平成 24 年 5 月には、(福)神奈川県社会福祉協議会に市民後見人養成あり方検討会（以下「あり方検討会」という）が設置され、2 か年の検討を経て、26 年 3 月に「神奈川県における市民後

見人養成のあり方について」と題する最終報告が取りまとめられた。この検討会における検討をふまえ、平成 24 年度以降、神奈川県・(福)神奈川県社会福祉協議会と連携する形で、平塚市(24 年度～)、海老名市(25 年度～)、綾瀬市(同)、伊勢原市(26 年度～)、藤沢市(27 年度～)、茅ヶ崎市(28 年度～)の各市において市民後見人養成の取り組みが行われている。

平成 21～22 年度の鎌倉市における養成研修の実施や、平成 24 年度から養成研修を開始した横浜市、平成 25 年度からは川崎市及び厚木市、平成 27 年度からは相模原市においても養成研修が行われている。

なお、本課題検討会において検討を行っている平成 29 年 3 月末現在では、養成研修を実施した市町村のうち、横須賀市、横浜市、川崎市、平塚市、藤沢市、伊勢原市において、家庭裁判所から選任される「市民後見人」が誕生している。

(3) 市民後見人養成の理念

市民後見人を養成するに際しての理念として、前記のあり方検討会最終報告においては、市民後見人養成のあり方に関する基本的な考え方とし次のように整理している。(抜粋)

① 市民後見の意義・役割等

成年後見制度が、社会に広く認知されるようになるにつれて、求められる支援には、さまざまな様態があることが明らかになりつつあるが、現状においては、専門職団体のみでは、このような社会からの多様な求めに応えきれない環境がなく、本来、身上監護・財産管理の必要な人に、成年後見制度が行き渡っていないおそれがある。そこで、地域福祉の観点から、多様な受任環境の整備を考えることが必要である。こうした環境整備が、地域住民の権利を護ることにつながると考えられる。

このことから、現状のままでは、成年後見人等の担い手に、限りがありそうであるという「後見人不足」、すなわち、単に数が足りないからではなく、専門職後見・親族後見・法人後見・市民後見のそれぞれの特性を活かしたかたちで、役割分担しながら、市民後見を地域福祉の一環として育てていくことを理念・目標とした。

そして、市民後見は、「市民の方に、成年後見制度の運用の枠の中で、一定の重要な役割を担っていただくこと」が一番重要なポイントであるとともに、市民後見人の方に、法人の支援員等として活動していただく場合、かなり独立の責任をもって、やりがいのある、単なる補助者としてではないスキームをつくる必要があることが確認された。

また、こうしたスキームに基づく市民後見は、判断能力の不十分な当事者本人(成年被後見人等)の自己決定を尊重するものであること、本人自らが適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、意思決定の支援に寄与するものであることをあらためて共通認識とした。

② 市民後見人の就任・活動形態のあり方

このように、市民後見人養成は、「後見人不足」、すなわち、単に数が足りないからではなく、専門職後見・親族後見・法人後見・市民後見のそれぞれの特性を活かしたかたちで、役割分担しながら、市民後見を地域福祉の一環として育てていくこと」が理念・目標であり、推進にあたっては「親族以外の第三者が、成年後見人等として家庭裁判所から選任を受ける上で、本人（成年被後見人等）の法的な権利・利益を守るという重大な役割を担うためには、厳格な管理・監督体制と十分な支援体制の構築が不可欠」となることは、本検討会においても基本的に継承されている。

（４）国施策における市民後見人養成

利用促進法第 5 条は「地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」としており、同法基本方針のとおり「地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。」（8 号）が求められており、老人福祉法第 32 条の 2、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）第 77 条等の規定に鑑みれば、養成の主体となるのは市町村である。このことは、「市民後見を地域福祉の一環として育てていく」という理念の観点からも、住民の福祉に責任のある市町村が推進の主体となる必要がある。

一方で、利用促進法基本方針の「成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。」（9 号）は、小規模市町村単独での実施は困難が予想され、複数市町村による連携・共同や、都道府県による広域的な調整・機能発揮が必要となり、このことは同法第 24 条において「都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を越えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。」と規定されている。

(5) 広域的な取り組みの検討

①国の動き

利用促進法が施行される中、成年後見制度の利用に地域格差があることが課題として挙げられている。そのため、国は「複数自治体の連携による広域的な実施や都道府県による後方支援を受けた形での事業実施を促す」などの取り組みを示唆している（全国介護保険・高齢者保健福祉担当者課長会議資料（平成27年3月2日・3日厚生労働省老健局））。

一方、地域後見推進研究会による市町村に対する平成28年度の悉皆調査「成年後見利用促進・市民後見事業に関する全国調査（厚生労働省補助事業）」によれば、成年後見制度の利用促進に向けた広域化の動きに関しては、市区町村からの得られた740の回答のうち、「広域化の動きがある」と回答した市町村が99か所に及ぶとされている。

また実際に自治体連携による広域化を行っている自治体からは、広域実施のメリットデメリットとして次の点が挙げられている。

<メリット>

- 専門的支援が受けられる
- コスト低減

<デメリット>

- 画一的なサービスとなりがち
- 利用者にとって相談先が遠い
- 自治体間で格差が生じる
- 自治体をまたぐため（社協が行う）日常生活自立支援事業とのスムーズな繋がりが困難

なお、同調査によれば、町村レベルにも遍く成年後見制度の利用促進を図る上では「広域化」に加え、財源と人材の担保、そのための補助スキームを必要とする回答が多くみられたとされている。

②県内の動き

神奈川県においては、法人後見事業及び市民後見人養成の取り組みについて、主に県西部や町村部に未実施地域が散見されている現状がある。このことについては、あり方検討会においても議論がなされている。

複数市町村による「広域実施」について

成年後見等に対するニーズは、ある程度のバラツキはあっても、全ての地域で生じ得るものと考えられるが、成年後見人等のサービス提供の資源・環境には、地域による差が極めて大きい。その意味では、市民後見人の育成・活用が、福祉諸法において市町村の努力義務とされていることをふまえるならば、単独の市町村によっては事業実施が困難な場合に備えて、複数市町村を対象とした「広域実施」の考え方を模索し、提案していくことも必要であると考えられる。（中略）いずれにしても、成年後見に関わる事業は長期的な事業実施が必要であることから、「広域実施」の検討・準備においても、対象と想定される市町村間の歴史的な経緯や地域特性などをふまえた検討・調整が求められる。

また、こうした「広域実施」の検討・調整にあたっては、県内の市町村間の格差の拡大を防止する意味で、県の主体的な機能発揮が必要である。

（神奈川県における市民後見人養成のあり方について（最終報告）
平成26年3月31日（福）神奈川県社会福祉協議会発行）

そのため、平成 27 年度の本検討会では広域開催のメリットやデメリットについて検討を行い、特に県西部の関係機関に対しては、広域実施を行っている先行事例の情報提供や、横浜家庭裁判所の協力の下、小田原支部管内の関係機関等を中心とした「成年後見制度情報交換会」を開催する等の普及啓発活動を実施した。

成年後見制度推進にあたっての県西部の取り組み状況（本会「法人後見実施上の課題検討事業」）

開催日	内容等	参加者等	開催場所
平成 28 年 11 月 18 日	成年後見制度推進にあたっての課題検討会 社会福祉士の田中晃氏のコーディネートにより市町社協職員、行政職員で成年後見制度推進にあたっての課題等について検討を行った。	行政職員 6 名 社協職員 9 名 コーディネーター 田中 晃氏	小田原 合同庁舎
平成 28 年 12 月 16 日	「後見社会を足柄につくる」講演会及び・シンポジウム 本会と足柄上地域自立支援協議会権利擁護部会・小田原保健福祉事務所足柄上センターとの共催により、成年後見制度の普及と権利擁護の推進をはかるため、広域で成年後見センターを設置して事業に取り組んでいる長野県上伊那成年後見センターの所長を招き、講演会とシンポジウムを開催した。	行政職員、社協職員、施設職員、当事者団体他 53 名 講師 矢澤 秀樹氏 コーディネーター 田中 晃氏 パネリスト 行政職員、社協職員、施設職員、当事者団体代表	足柄上 合同庁舎
平成 29 年 3 月 2 日	成年後見制度情報交換会 ～横浜家庭裁判所小田原支部管轄内を中心として～ 成年後見制度の利用促進をはかるため、横浜家庭裁判所小田原支部管轄内の行政、社協職員と小田原支部の主任書記官等にも出席してもらい、小田原支部管轄内の成年後見制度の申立て状況や選任状況について情報提供いただき、各市町の状況について情報交換を行った。	行政職員 13 名 社協職員 9 名 家裁職員 2 名 コーディネーター 田中 晃氏	小田原 合同庁舎

2 後見実施・支援機関と市民後見人養成の状況について

(1) 後見実施・支援機関の状況

①後見実施・支援機関について

市民後見人の後見活動の適正を担保したり、家庭裁判所に選任される上での信頼性を高める取り組みとして、組織的なバックアップ体制の構築は必須である。その市民後見人のバックアップ体制やその機能については2-(2)で後述するが、このバックアップ体制を担う組織を含め、成年後見に関するセンター機能を持つ組織について、本稿では「後見実施・支援機関」として以下、説明する。

地域後見推進研究会の悉皆調査「成年後見利用促進・市民後見事業に関する全国調査（厚生労働省補助事業・平成28年度）」によれば、成年後見等実施機関を「設置している」と答えたのは185市区町村であり、全自治体数からすると少数ではあるが、平成23年度に市民後見推進事業を開始して以降、機関設置数は確実に増加してきているとされている。

後見実施・支援機関は、成年後見に係るワンストップセンターとして、成年後見制度の相談や普及啓発、申立支援などを行い、加えて親族後見人の支援や市民後見人の養成・活動支援などを担う機関として想定されている。多くは「〇〇成年後見推進センター」や「△△権利擁護センター」等の名称で、行政の補助や委託を受けた市区町村社会福祉協議会などが運営を行っている。（前述の全国調査においても「委託先は社会福祉協議会がほとんど」としている）この後見実施・支援機関は実際には非常に多種多様な成年後見関連業務を担っているとしているが、整理すると大きくは次の二つの機能があると考えられる。¹

地域における後見支援組織（後見実施・支援機関）の役割

後見実施機能	後見支援機能
後見活動 後見監督活動	組織外部の後見人等活動 （申立支援活動、後見人等の活動支援） 市民後見人、後見支援員等の養成活動 地域における成年後見の相談活動 地域における成年後見の啓発活動 後見関係機関との連携調整活動

なお、後見実施・支援機関については、専門職や関係諸機関の連携活動や地域での成年後見関連活動を遂行していくことを通じて、当該地域における成年後見ニーズの掘り起こしが強力に推進され、地域の成年後見活動が活性化していくという連鎖反応が多く地域でみられ、また、本人申立や親族申立での支援、市町村長申立のつなぎなど、ケースに応じた的確な支援活動を実施することによって、地域の成年後見ニーズを遍く効率的に具現化していくことができるとされている。²

¹ 民事法研究会「市民後見入門」P37 参照

² 日本成年後見法学会「市町村における成年後見制度の利用と支援基盤整備のための調査研究会・平成21年度報告書」P128

これらのことから、後見実施・支援機関は成年後見活動の活性化を担うことで地域の権利擁護推進に寄与し、ひいては地域福祉を推進する上での重要な役割を担っていると考えられる。

②神奈川県内の後見実施・支援機関の状況について

神奈川県内の県域における後見実施・支援機関については次のとおりとなっている。

社協	平塚市	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市
名称	平塚市成年後見 利用支援センター	鎌倉市成年後見センター	ふじさわあんしんセンター	成年後見支援センター
運営	(福) 平塚市社会福祉協議会	(福) 鎌倉市社会福祉協議会	(福) 藤沢市社会福祉協議会	(NPO)湘南ふくし ネットワークオブズマン
連絡先TEL	0463-35-6175	0467-38-8003	0466-55-3055	0467-85-6660
連絡先FAX	0463-63-3377	0467-22-2213	0466-55-3066	0467-85-6660
所在地住所	〒254-0046 平塚市立野町31-20 平塚栗原ホーム3階	〒248-0012 鎌倉市御成町20-21	〒251-8691 藤沢市鵠沼東1-1玉半ビル3階	〒253-0043 茅ヶ崎市元町5-22 永井ビル3階
相談時間等	月曜～金曜 9:00～12:00 13:00～17:00 ※土曜日、開所の場合もあり	月曜～金曜 8:30～17:00	月曜～金曜 8:30～17:15	月・水・金 10:00～17:00
社協	秦野市	厚木市	伊勢原市	海老名市
名称	はだの地域福祉総合センター 『きゃっち。』 成年後見利用支援センター	厚木市権利擁護支援センター	伊勢原市成年後見・ 権利擁護推進センター	えびな成年後見・ 総合相談センター
運営	(福) 秦野市社会福祉協議会	(福) 厚木市社会福祉協議会	(福) 伊勢原市社会福祉協議会	(福) 海老名市社会福祉協議会
連絡先TEL	0463-84-7711	046-225-2939	0463-94-9600	046-200-9833
連絡先FAX	0463-85-1302	046-225-3036	0463-94-5990	046-232-9561
所在地住所	〒257-0054 秦野市緑町16番3号	〒243-0018 厚木市中町1-4-1 厚木市総合福祉センター内	〒259-1131 伊勢原市伊勢原2-7-31 伊勢原シアター1階 (伊勢原市社会福祉協議会内)	〒243-0438 海老名市めぐみ町6-3 海老名市総合福祉会館内
相談時間等	月曜～金曜 9:00～17:00	月曜～金曜 8:30～17:15	月曜～金曜 (祝日・12/29～1/3を除く) 8:30～17:00	月曜～金曜(センター内) 9:00～17:00 第一土曜日(市役所内) 9:00～12:00

※なお、この表の他、県内政令市では「横浜生活あんしんセンター(横浜市社協)」、「川崎市あんしんセンター(川崎市社協)」、相模原市社協のあんしんセンター係などが、後見実施・支援機関の機能を担っている。

県内の成年後見に関わるセンターの基本的な支援機能としては、

- ①成年後見の相談/成年後見申立支援
- ②親族後見人等への支援
- ③専門職派遣や事例検討機能
- ④権利擁護・成年後見の普及啓発
- ⑤市民後見人の養成・活動支援
- ⑥権利擁護・成年後見に関わるネットワーク形成
- ⑦法人後見実施

などが挙げられる。(注:上記8つのセンターは、①～⑦の全ての機能を担っている訳ではない)。

また、後見実施機能としての後見活動は、法人後見事業として、センターが直接運営する場合もあるが、日常生活自立支援事業を担当する部門などの他部門が担うという場合もある。

(2) 後見実施・支援機関による市民後見人の養成

① 後見実施・支援機関の市民後見人養成に関する機能

市町村において市民後見人の養成に取り組むなかで、後見実施・支援機関の体制をどのようにしていくか課題となっている。

県内の市町村では、市民後見人の養成を市町村社会福祉協議会に委託している。

市町村社会福祉協議会に成年後見制度の相談・啓発機能の委託に併せ、市民後見人養成機能を委託する場合があります。成年後見推進センターなどの名称の機関を設置しているところがある。また、成年後見制度に係る機能だけではなく、総合的な相談・支援を行い権利擁護を推進していく機能を担う成年後見・権利擁護推進センターとして設置されているところもある。

後見実施・支援機関として市民後見人の養成を担う成年後見推進センターでは、市民後見人の養成から家庭裁判所への後見人等候補者として推薦するまでを行う機能と市民後見人として家庭裁判所で選任された以降、当該市民後見人を支援していく機能とがあった。

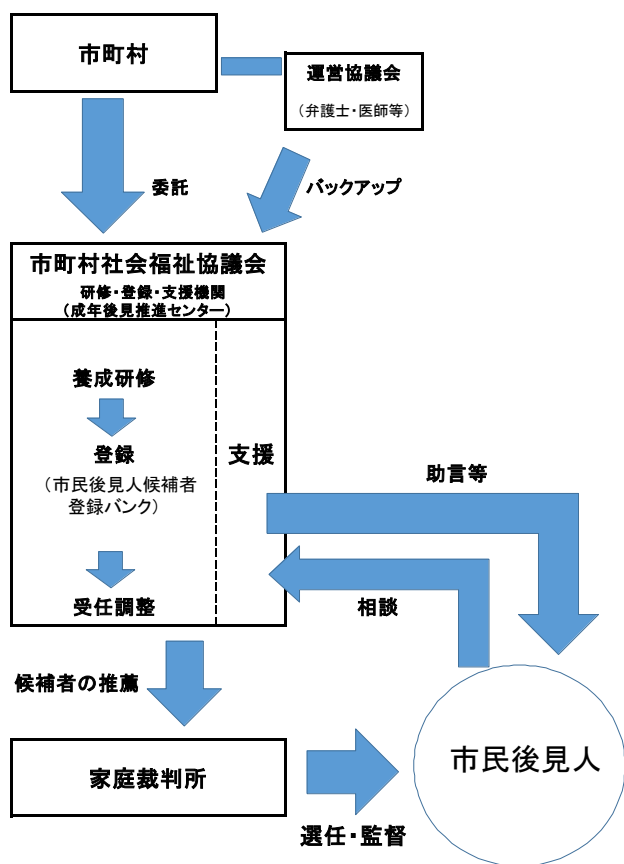
市町村（行政）から市民後見人養成を委託された市町村社会福祉協議会は、成年後見推進センターにおいて、住民から公募した方を対象として養成（研修）を実施し、市民後見人として活動する意欲のある方を登録する方式（市民後見人候補者登録バンク、市民後見人バンク等）を採っているところがある。

住民の中で、成年後見制度を利用する必要な者があったときは、市民後見人候補者登録バンクの中から、本人の後見人等として適する者を選考（受任調整）し家庭裁判所に後見人等候補者として推薦している。

家庭裁判所から後見人等として選任された市民後見人は、後見人等として活動していく上で、成年後見推進センターの支援を受けることができることとなっ

ており、また、成年後見推進センターでは、市民後見人が適切な後見等の活動を行うよう助言等を行う実質的な監督機能を担い支援している。

市民後見実施・支援機関の例

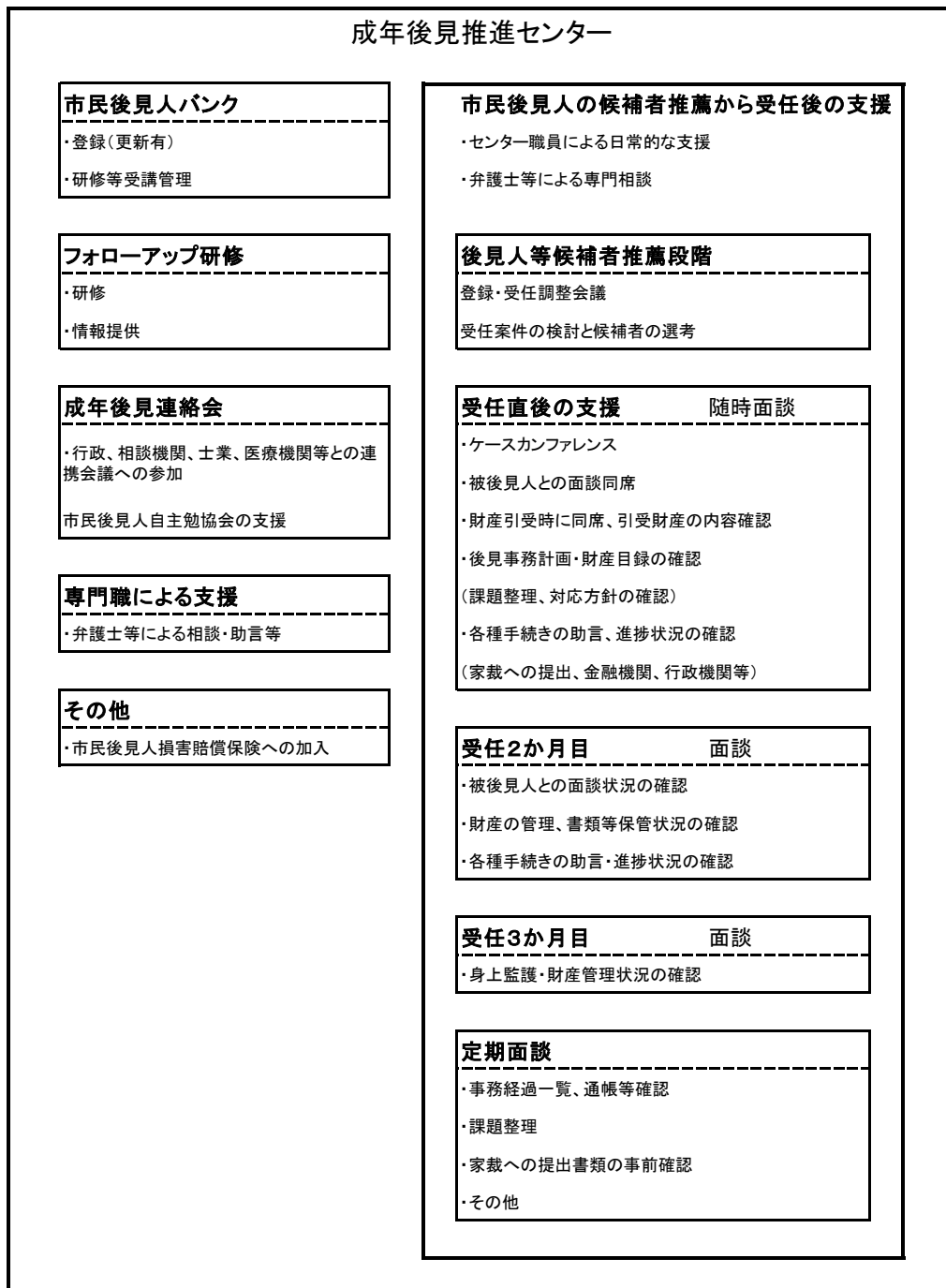


② 市民後見人への活動支援

成年後見推進センターでは、市民後見人候補者を登録する市民後見人登録バンクの機能のほか、市民後見人や市民後見人候補者等を対象に研修や情報提供、行政、専門職団体等との成年後見連絡会への参加の奨励、自主勉協会の支援、弁護士等専門職による助言等を行っている。

また、市民後見人の候補者の推薦、受任後の適時における支援（受任直後の様々な書類等の作成支援、後見人等としての活動中における確認、助言など）を行っている。

後見実施・支援機関活動支援例



* 成年後見推進センターは、市民後見人に関する事業を担うだけでなく、地域における成年後見制度の相談、啓発等を担うところもある。また、成年後見制度に係る事業だけでなく、権利擁護の推進を担うところもある。

(3) 県内市町村における市民後見人養成研修の状況

県内においては、平成 19 年度より横須賀市が、その後横浜市や川崎市などの政令指定都市が養成を開始し、平成 24 年度には本県も市民後見人養成を開始したのは 1 - (2) の通りだが、この養成は厚生労働省が定めた基本カリキュラムにのっとり、大きく分けて基礎研修と実践研修に分けた形で実施している。

政令指定都市や横須賀市においては、基礎研修、実践研修を一貫して各市で実施しているが、県社協と連携して養成研修を行う県連携型の養成形態は、基礎研修の部分を県社協が担い、その後の実践研修以降は各市が実施するという形態になる。各市の実施形態は次の通りである。

●市町村実施型（市町村が単独で講座を実施する）

横浜市、川崎市、相模原市（政令指定都市）

横須賀市、鎌倉市、厚木市

これらの市では、基礎研修から実践研修までを一貫して市が単独で実施している。

●県連携型（県と市とが役割を分担し、連携して実施する）

平塚市、藤沢市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、茅ヶ崎市

これらの市では基礎研修を県（県社協）が実施、その後の実践研修や後見支援員としての研修・OJT等を各市が行っている。

基礎研修から実践研修への流れ

講座の周知・広報・募集



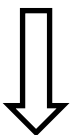
市民後見人養成講座の実施案内と受講者の募集を市や社協の広報、ホームページ等を活用して行う。

説明会



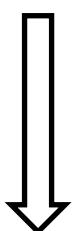
市民後見人の説明、養成講座のスケジュール等の説明を行う。養成研修の受講希望者は説明会への参加は必須条件としており、説明を聞いたうえで、受講の申込みを行う。

受講者選考（作文・書類）・受講決定審査会・決定・通知



受講希望者には申込書類として申込書と作文を提出してもらう。
受講決定審査会（3名の審査員）を設置し申込書、作文の内容を総合的に判断して受講者を決定する。その後受講の可否について申込者に対して文書にて通知を行う。

基礎研修（4日間・修了試験含む）



基礎研修は、市民後見概論や対象者理解、民法の基礎等、国の基本カリキュラムにのっとり、4日間実施している。最後に基礎研修修了判定の試験を実施している。

<基礎研修の主なプログラム>

○市民後見概論 I II III

（講師：県社協職員・市社協職員）

- 成年後見制度総論・各論 (講師：弁護士)
- 高齢者・認知症の理解 (講師：社会福祉士)
- 障害のある人の理解 (精神障害) (講師：精神保健福祉士・社会福祉士)
- 障害のある人の理解 (知的障害) (講師：社会福祉士)
- 民法 (家族法・財産法) (講師：弁護士)
- 高齢者・障害者の消費者トラブル (講師：消費生活相談員)
- 成年後見制度と市町村責任 (講師：行政職員・社協職員)
- 事例検討 (グループワーク) (講師：行政職員・社協職員)

修了審査 (出席状況・受講姿勢・修了試験結果)・通知

4日間の基礎研修の出席状況や受講態度、修了試験の結果を総合的に判断して基礎研修修了者を決定する。その後修了の結果について受講者に対して文書にて通知を行う。ここまですべてを県社協が実施し、その後基礎研修の修了認定を受けた者が各市町村が実施する実践研修へと進むこととなる。

実践研修 (7日間～9日間程度)

実践研修では、実務を座学と体験学習で学び、最終日に効果測定が行われる。

<実践研修の主なプログラム> (例示)

- 成年後見の実務 (講師：後見受任専門職・社協等後見実施法人)
(申立手続書類の作成、財産目録の作成)
(後見計画・収支予定の作成)
(報告書の作成、後見付与申立ての実務)
(後見事務終了時の手続/死後事務)
- 対人援助の基礎 (講師：社会福祉士)
- 家庭裁判所の実際 (講師：横浜家庭裁判所)
- 高齢者施策/高齢者虐待防止法 (講師：行政職員)
- 障害者施策/障害者虐待防止法 (講師：行政職員)
- 介護保険制度 ○生活保護制度 (講師：行政職員)
- 年金制度 ○健康保険制度 (講師：行政職員)
- 施設実施 (講師：施設職員)
- 地域福祉の取り組み状況・社会資源 (講師：社協職員)
- 事例報告と検討 (講師：後見受任専門職・社協等後見実施法人)

効果測定

(4) 市町村の取り組み状況、研修並びに受講者の状況

県内では、市民後見人の養成を行った実績のある市町村は平成29年3月末現在で12市(政令市を含む)となっている。

各市の市民後見人養成の取り組み状況については、次ページの表をご参照いただきたい。




各市における市民後見人養成の取り組み状況(平成29年3月末現在)

	開始年度	実施年度	受講生要件			その他要件	研修時間・研修構成	バンク登録名簿記載数 雇用等人数	市民後見人 活動人数 (現在・累計)	備考
			居住地	対象年齢	受講生要件					
市町村実施型	横浜市 (市社協委託)	H24	市内在住(市民)	25歳以上 70歳未満	①説明会に参加していること ②横浜市民であること ③第三者後見人等として他で 受任していないこと。また 今後受任しないこと。	①基礎編 7日間(37時間) ②実務編 21日間	60名	現在:26名 (後見22名) (保佐4名) 累計:30名		
		H25	市内在住(市民) ・在勤	25歳以上 70歳未満	①説明会に参加していること ②川崎市民(市内在住、在勤) であること	①基礎編 8日間(40時間) ②実務編 4日間(18時間) ③実務実習 6日間(①②の翌年度実施)	24名	現在:7名 (後見6名) (保佐1名) 累計:7名	後見報酬を認めていない 毎月事務費を支給	
		H27	市内在住(市民)	25歳以上 (上限なし)	①説明会に参加していること ②相模原市民であること	①基礎研修 8日間(27時間) ②実践研修 5日間(20時間) ③実践研修 5日間(17時間) ④現場研修 年間20日間				
	横須賀市 (市社協委託)	H19	市内在住(市民)	20歳以上 70歳未満	①横須賀市民であること ②全日程参加できること ③民法で定める「後見人 欠格事由」に該当しないこと	①基礎編 6日間(20時間) ②応用編 6日間(20時間) ③実務研修 4日間(10時間)	19名	現在:9名 (後見9名) (保佐1名) 累計:19名 (内単独2名)	原則、専門職 (弁護士・司法書士等) との複数後見	
		H21	市内在住(市民)	25歳以上 65歳未満	①説明会に参加していること ②鎌倉市民であること	①前期研修 6日間(19時間30分) ②後期研修 8日間(28時間30分) ③実務研修 2日間				
	厚木市 (市社協委託)	H25	市内在住(市民)	25歳以上 70歳未満		①基礎研修 5日間(21時間) ②実践研修 6日間(29時間)	10名			
	平塚市 (市社協委託)	H24	市内在住(市民)	25歳以上 (上限なし)	①説明会への出席 ②平塚市に住居票があること ③全日程の出席	①基礎研修 4日間(19時間) ②実践研修 9日間(40時間40分)	雇用:19名 (後見支援員) (支援活動中:8名 (上記の内数))	現在:2名 (後見2名) 累計:3名	市社協の法人後見 と複数後見	
基礎研修 県連携型	藤沢市 (市社協委託)	H27	市内在住(市民)	25歳以上 (上限なし)	①説明会への出席 ②藤沢市に住居票があること ③全日程の出席	①基礎研修 4日間(19時間) ②実践研修 9日間(38時間45分) ③実務研修 6日間	5名 (後見支援員)	現在:1名 (後見1名) 累計:1名		
		H28	市内在住(市民)	25歳以上 (上限なし)	①説明会への出席 ②茅ヶ崎市に住居票があること ③全日程の出席	①基礎研修 4日間(19時間) ②実践研修 29年度実施(詳細未定)				
		H26	市内在住(市民)	25歳以上 (上限なし)	①説明会への出席 ②伊勢原市に住居票があること ③全日程の出席	①基礎研修 4日間(19時間) ②実践研修 7日間(38時間) ③支援員実務期間 1年	バンク登録:2名 後見支援員:5名 (重複あり)	現在:1名 (後見1名) 累計:1名	社協独自の市民後見人活動 費・後見報酬等助成制度あり	
	海老名市 (市社協委託)	H25	市内在住(市民)	25歳以上 (上限なし)	①説明会への出席 ②海老名市に住居票があること ③全日程の出席	①基礎研修 4日間(19時間) ②実践研修 8日間(39時間) ③実務研修 19日間(60時間)	バンク登録:6名			
	綾瀬市 (市社協委託)	H25	市内在住(市民)	25歳以上 (上限なし)	①説明会への出席 ②綾瀬市に住居票があること ③全日程の出席	①基礎研修 4日間(18時間) ②実践研修 9日間(39時間)	2名 (市民後見 サポーター)			
		H25	市内在住(市民)	25歳以上 (上限なし)	①説明会への出席 ②綾瀬市に住居票があること ③全日程の出席					

3 ヒアリング調査からみる後見実施・支援機関の活動支援の現状

市民後見人として選任されるためには、市民後見人活動推進のための組織の役割が重要である。その取り組みの状況を把握するため、本課題検討会では、市民後見人が選任され、先行して市民後見人の活動支援を行っている県内外の後見実施・支援機関にヒアリング調査を行った。このヒアリング実施に当たっては、課題検討会のメンバーによるワーキンググループを構成し、調査を行った。

本項では、以下に、養成した市民後見人が選任された県内外の後見実施・支援機関のヒアリング結果を中心に、それぞれが行っている市民後見人への活動支援体制の現状について記載する。なお、ヒアリング先の市民後見人の就任形態については、以下の3パターンであった。

	就任形態		選任例
単独型		市民後見人が単独で選任されている。 後見実施・支援機関は、登録者名簿への登載や受任調整、受任後の相談対応や研修実施等の継続的な支援を行う。	横浜市 川崎市 藤沢市 伊勢原市
法人の監督人		後見実施・支援機関（法人）が監督人に選任されている。 名簿登録受任調整等の他、後見監督人としての事務を担う。	品川区 足立区
複数後見		後見実施・支援機関が市民後見人と複数後見を担う。 後見人としての権限で情報共有や不測の事態の対応がしやすい。	平塚市

(1) 受任前の支援

①市民後見人登録者名簿

研修修了者は後見実施・支援機関の市民後見人候補者名簿に登録される。その名簿の名称は、市民後見人バンク、市民後見人候補者名簿等さまざまであるが、後見人候補者として推薦される人材を登録しておくという意味あいであり、その名簿を家庭裁判所に提出するというわけではない。

○登録時に提出を求める書類

- ・登録個人カード（受任の可否や就業の有無、得意分野や保有資格など）
- ・誓約書（個人情報やその他遵守すべき項目、研修等への参加など）
- ・身分証明書（破産者でないことの証明書）などがある。

○登録の意向確認の方法

面接を実施して確認をしているところも複数あり、また、決定に当たっては受任調整会議で審査（ガイドライン等を保有する）しているところが多い。

○更新時の対応

名簿登録は毎年更新されるか一定期間で再登録されるが、その際に継続意思確認と併せて健康状態等の確認を行っているところがあった。

○登録または更新の要件

市民後見人養成研修が、市民後見人を目指している人を限定して養成していることから、NPO 法人等の他の後見受任団体に所属していないことを条件としていたり、任意後見人を担っていない（もしくは今後担わない）ことなどを条件としているところもあった。また年齢（67歳未満、75歳未満）等の基準を設けているところがあった。

②推薦及び候補者の選考

○市民後見人が受任する案件

市町村長申立てに限っているところや法人後見からのリレー案件（単独または複数）を対象としているところが多いが、本人または親族等が申立てで、市民後見人を候補者として希望している場合に候補者を選定するとしているところもあった。

○候補者の選定要素

性別や年齢、本人居所との距離、候補者の得意分野などを考慮に入れている。また、前述の条件に加えて候補者名簿の登載期間の長い者を優先して選定するということもある。なお、選定に当たっては市民後見人の受任が妥当かどうかを確認するチェック表（本人の環境、親族関係、財産、法的紛争、虐待・権利侵害、居住関係、その他の事情）を作成し対応しているところがあった。

なお、本人の情報については、個人情報伏せた上で概況を共有し、選定を行っているところがほとんどである。

○候補者選定の協議

専門職や行政職員、学識経験者などから構成される受任調整会議を定期的開催し、候補者を絞る形をとるところが多いが、事前に事務局内や行政内に設置された会議（審査会やケース会議等）で複数の候補者の選考をした上で受任調整会議に諮り、最終的に受任調整会議で候補者の優先順位をつけるということがあった。また、特定の市民後見人を選定するのではなく、市民が受任する案件としてふさわしいかどうかを検討するところもあった。

また、養成研修修了後に、法人後見の被後見人を後見支援員として担当する仕組みとなっているところでは、法人後見の担当決定時に会議を開き受任調整を行っているところもあった。

受任調整会議を開催しているところでは、推薦依頼があった都度としているところと、月1回、2か月に1回などと定期的で開催しているところがある。

○候補者との調整・意向確認

個人の特定される情報を除いたご本人の情報について、候補者に対して概要を説明したり、申立前のカンファレンス等の中で伝え、候補者の了解を得た上で、申立に当たって必要な後見人候補者照会書、住民票、回答書の提出を求めたり、本人と面会したりするところが多い。受任調整会議で候補者が決定された後、候補者から送付を受けた成年後見人等候補者推薦通知書等を申立者である市町村に送付し、候補者に対しては申立前カンファレンスや申立て予定日などを伝えるなどの事務を行っている。

一方、本人（被後見人）との顔合わせについては、審判が確定した後に行われる場合がほとんどだが、法人後見支援員として対応し受任に至っている場合は、支援員として対応している間に関係性を構築でき、ある程度お互いを知ることができるというメリットがある。

③家庭裁判所への申立時の対応

○受理面接への同行

横浜家庭裁判所で行われている受理面接に当たっては、原則候補者が同行しているが、都内の場合は、区長申立案件に受理面接そのものがないため、候補者が家庭裁判所に出向くことはない。

なお、後見実施・支援機関による家庭裁判所への同行については、同行しているところとしていないところと両方あった。

○面接時の提出書類

面接の際に提出するものとしては、市町村長申立案件では推薦書（後見実施・支援機関から当該行政に提出されるもの）の写しや、修了証、上申書（候補者の研修内容や時間、支援員活動の状況などを記載）、後見実施・支援機関として受任後の活動支援について記載した書類を提出しているところが多かった。

④損害賠償保険の加入

後見人としての業務遂行に当たり、経済損害、対人、対物損害、人格権侵害による賠償責任を負担する場合に備え、損害賠償保険の加入が必要になる。特に家庭裁判所から選任される際に損害賠償保険に加入しているかどうか問われ、選任に当たって加入は必須と考えられている。

○保険料の負担

市民後見人が負担する場合と、後見実施・支援機関が負担する場合とがあった。後見実施・支援機関が負担する場合は、行政からの補助や委託などの財源によるが、社協独自で助成の仕組みを作るところもあった。

○保険加入のタイミング

審判が下りた後速やかに加入するという場合と、申立前や申立前カンファレンス時点で加入しているケースとがあった。申立前に加入するとした場合、加入したにも関わらず結果的に保険が不要になる場合も想定されるため、事務的に不合理な懸念もあるが、加入を条件として選任する家庭裁判所もあるため、選任前に加入をしているということである。

(2) 受任直後の支援

① ケースカンファレンスと財産関係書類等の引き渡し

○ ケースカンファレンスへの同席

市民後見人が受任した後、関係者間で情報共有と支援方針の確認のためにカンファレンスを開催している。そこでは市民後見人に加え、行政担当職員、サービス関係者（ケアマネジャーやヘルパー、施設職員等）などが参加しているケースが多い。また、顔合わせを兼ねて行う場合は、被後見人が同席する場合もある。後見実施・支援機関の職員も、受任直後のケースカンファレンスには参加していることが多い。

○ 財産の引き渡し

ケースカンファレンスの場では、これまで財産管理をしていた者から関係書類の引継ぎなどが、行われている。後見実施・支援機関は、財産引き渡し時に必要となる書類（預かり書）の書式を情報提供したり、引継ぎに立ち会っている。また、後見人が金融機関において口座名義を変更する際に同行して支援を行っているところもあった。

② 後見事務計画・財産目録の作成

後見人は就任した後、1か月以内に、後見事務計画書と財産目録を作成し家庭裁判所に対して提出しなければならない。

後見実施・支援機関は、提出前に後見実施・支援機関と面談を行うが、後見実施・支援機関では、その際には不明点について助言をしたり、内容に不備がないかチェックを行うなどしている。

監督人となっている後見実施・支援機関では、監督人として押印した後、監督人から家庭裁判所に提出をしている。

(3) 受任後の継続支援

① 日常的な相談対応、定期面談

受任後の定期面談については、後見実施・支援機関である社協・監督人となっている社協いずれも、受任後3か月間は毎月面談を実施しているところが多く、3か月以降は3か月に1回の面談を実施しているところがほとんどであった。なお、その際は通帳やケース記録の確認等が行われている。

また、後見センター等の所長を弁護士が担っているところが多く、市民後見人から専門職への相談や助言を受けられる体制が整っているが、市民後見人から専門職へ直接相談するケースは少なく、多くの場合、後見実施・支援機関が話を聞いて、対応できない場合は専門職へ相談するという形態をとっている。

② 後見事務報告時の提出書類の確認

後見事務報告書を提出する際には、いずれの後見実施・支援機関でも事前にチェックをすることとしているが、報告書の写しを保管するかしないかについては、対応が異なっている。

監督人となっている後見支援・支援機関については、監督人として押印して家庭裁判所に提出するため、写しをとって保管しているが、監督人ではない後見実施・支援機関の中には、個人情報が含まれている点から慎重を期し、書類を確認するだけのところ、個人情報の取扱いの範囲の中で後見人の了解の下に写しを保管しているところなど、対応がわかれている。

③ 研修

市民後見人に対する研修はヒアリングした全ての社協において、実施または実施予定されており、実施している社協では年1回～2回の研修が実施されている。研修の対象としては市民後見人バンク登録者（名簿記載者）全てを対象にしているところもあり、参加については任意としているところや参加を必須として参加できない方に対してはレポート提出を求めるところもある。また研修だけでなく、市民後見人同士の繋がりを作るという事で、交流会を実施しているところもある。

④ 通帳等の現物の管理・保管

通帳等の保管については、後見実施・支援機関が契約する貸金庫で保管をしているところ（保管予定含む）と市民後見人が保管しているところとがある。特に監督人を担っている後見実施・支援機関では、管理・保管については市民後見人の自宅では重要書類や通帳を管理しないとしているところもあり、そこでは全て後見実施・支援機関の貸金庫で保管している。

また、後見実施・支援機関の貸金庫の利用体制が整っているが利用している市民後見人がいな

いところもあった。

市民後見人が自宅で管理・保管しているところについては、規程等での定めは無いが、貸金庫の利用の推奨や鍵のかかる場所での保管を指導している。

⑤後見報酬

市民後見人の後見報酬の申立てについての対応はそれぞれであり、必ず報酬付与の申立てをし
てもらっているところ、報酬付与申立てを認めているところ、後見報酬を認めていないところも
ある。

被後見人から報酬がいただけない場合の利用支援事業の申請については、報酬付与申立てを認
めているところは窓口の紹介等の支援を行っているが、利用支援事業を活用できない場合、後見
センター独自で報酬等の助成を行っているところもある。また、報酬付与申立てを認めていない
ところにおいても、活動費として毎月定額が社協より支給されていた。

(4) 終了後の支援

①緊急時の対応

緊急時の対応については、緊急や夜間の対応などのアドバイスを行ったり、市民後見人と社協
との役割分担を事前に確認して対応しているということであった。

②後見が終了した市民後見人への対応

被後見人の死亡等により後見が終了した市民後見人に対しては、後見終了後も本人の申し出等
が無い限りはバンク登録（名簿記載）は継続するところがほとんどであり、再度の受任に繋げる
とする方向性をとっているところが多い。再度の受任の考え方としては、受任していない方を優
先するところと、その方に適した案件と判断されれば、受任していない方より優先して再度受任
する場合もあるといった方針をとっているところがある。

○ 市民後見人が辞任する際の手続きの対応

市民後見人が自身の都合により後見人を辞任する場合については、実際にそのような事例を経
験しているところの対応としては、辞任、選任の申立ては市民後見人自身が行い、社協が監督人
となっているところのため、社協は再び上申書を提出して監督人になるという手続きを行って
いる。

市民後見人の辞任を経験していない社協では、辞任・選任の手続は市民後見人自身が行うこと
に変わりはないが、再度市民後見人が受任できるように、今後、家庭裁判所と調整する必要があ
ると考えているところもあった。

(5) その他

①個人情報の把握

市民後見人の後見実施・支援機関、監督人として被後見人の個人情報の扱いをどのように対応しているかについては、社協が監督人となっているところについては監督人として必要な個人情報は把握しているが、監督人ではない後見実施・支援機関としての社協の対応は次のように対応がわかれている。

- 被後見人の個人情報の収集は行っていない。
- 市民後見人の了解のもと被後見人の個人情報を把握している。市民後見人からの個人情報の提供は、お互いの信頼のもとで情報提供を行ってもらっている。
- 市町村長申立ての高齢ケースの場合は委託業務の範囲内として申立て書類作成のため被後見人の個人情報を保有している。

②受任できない登録者への対応

市民後見人養成講座を修了し所定の実習や研修等を経て、後見人候補者名簿に登録された方が市民後見人としての受任を待機している期間については、日常生活自立支援事業の支援員として活動しながら、受任を待機してもらったり、後見実施・支援機関が法人として受任している案件を、法人後見の支援員として担当し活動していたりと、講座や研修で得た知識が後退しないよう、多様な形態の活動を用意し、モチベーションの低下を防止し、維持を図っているところもある。

③受任した後見人が市外へ転居した時の対応

受任中の後見人が市外に転居した場合、後見実施・支援機関または監督人としての対応については、元々市民後見人の養成の募集をする際に市民に限定していない市もあり、在勤者も対象としていることから、実際に市外に居住しながら、後見活動を実施している方もいる。現時点ではカバーできる範囲の近隣市等の居住者のため、問題はないとのことであったが、今後距離的、経済的に後見活動に支障があるケースがでてきた場合には検討をするというところもあった。

4 市民後見人活動推進のための課題

(1) 選任形態と監督機能

ここでは、ヒアリング調査から確認された就任形態（P13 参照）別にメリットとデメリットを確認するとともに、後見実施・支援機関の実施する監督機能や支援に関する課題を確認していきたい。

【単独型】市民後見人が単独で選任され、監督人に選任されていない後見実施・支援機関が継続的な支援を提供する。

メリット

- ・単独受任であることから責任の所在がはっきりしており、市民後見人活動のやりがいも高い。
- ・地域の後見実施・支援機関で顔を合わせて相談することができる。

デメリット

- ・後見実施・支援機関が、正式な監督人ではないため、個人情報の共有に問題がある。また選任された監督人としての保険適応を受けることができない。

■課題等■市民後見人以外の通常の単独型は、監督人である家庭裁判所の指導や助言を主に書面で受けるため、急な個別相談や基本的な相談は受けにくい。単独で就任した者は情報収集や課題解決への取り組みなど複雑な業務に独力で取り組まなければならない。しかし、ここで紹介している市民後見人の単独の就任形態は、この部分を解決するために後見実施・支援機関から研修や専門的な相談機会の提供等を受けることができるようになってきている。また、こういった後見実施・支援機関の継続的な支援があることを前提に家庭裁判所が市民後見人を選任している背景がある。課題となるのは、市民後見人と後見実施・支援機関間の個人情報の共有、情報収集と情報の蓄積をどのように行うか、問題が生じたときに後見実施・支援機関はどのように家庭裁判所と関わるかが課題となる。

【法人の監督】市民後見人が単独で選任され、さらに後見実施・支援機関が監督人に選任される

メリット

- ・市民後見人は監督人（後見実施・支援機関）とケースを共有することができる。
- ・地域の後見実施・支援機関で顔を合わせて相談することができる。

デメリット

- ・制度利用者のためではなく、市民後見人のために監督人が選任されることとなる。報酬の面で、市民後見人と監督人の報酬が必要となるため、制度利用者の負担が重くなる可能性がある。

■課題等■市民後見人とは別に監督人が就任することで、市民後見人は家庭裁判所に確認や報告を行う前に、監督人を通じて情報整理等を行うことができる。また、判断に悩むような場面でも監督人を助言者としてとらえることができれば、経験値の少ない市民後見人にとっては、監督人が有効に機能することが期待できる。後見実施・支援機関が家庭裁判所から選任を受けた監督人であることから情報の共有には問題がない。ただし、後見実施・支援機関には正式な監督人としての技量が求められる。また、市民後見人のために監督人が就任することで生じる制度利用者の報酬負担等から、

報酬付与申立て、監督人就任期間などが課題となる。

【複数後見】市民後見人と後見実施・支援機関が後見人として複数選任される

メリット

- ・後見実施・支援機関とケースを共有することができる。
- ・継続性が高い。市民後見人に体調等の問題があっても、後見実施・支援機関が後見人としての機能を担保する。

デメリット

- ・自立した活動を求めにくくなる可能性がある。
- ・制度利用者のためでなく市民後見人のための複数後見。

■課題等■選任を受けた後見実施・支援機関が、市民後見人と並行して活動することが可能となる。このため、後見実施・支援機関は強いサポート力を発揮することが可能となるため、幅広い市民に活動参加の機会を提供することができる。ただし、業務分担等について取り決めを行っておかなければ、関係者からの連絡や協力要請が後見実施・支援機関に集中する。結果として後見実施・支援機関は、市民後見人に指示する立場となることから、市民後見人の自立した活動を期待することができなくなってしまう懸念がある。

(2) 選任時：マッチング（審議項目・本人情報開示・顔合わせ）

① 前提としての市民後見人養成講座修了者とご本人とが関わるパターン

市民後見人養成講座修了者が、成年後見等の支援を必要とする当事者と出会う機会は、大きく3つのパターンが想定される。

第一のパターンは、市町村長申立等、ご本人の後見開始申立の際に成年後見人候補者となる場合であり、市民後見人養成講座修了者は、申立以前にご本人と面識のある可能性はほとんど無く、標題のとおり、本人情報をどの時点で、どの程度、候補者に伝えるか、顔合わせをいつ行うかということが検討課題となる。

第二のパターンは、社会福祉協議会の実施する日常生活自立支援事業の支援員として、契約者である利用者として、既に出会っている場合である。このとき、市民後見人養成講座修了者は、権利擁護人材のひとつとしての日常生活自立支援事業の支援員として、活動に従事していることになる。

第三のパターンは、ご本人に既に後見が開始しており、成年後見人が選任されている場合であって、その成年後見人が、法人後見事業を実施する社会福祉協議会であり、当該社会福祉協議会の実施する法人後見事業の支援員（後見サポーター）として、被後見人ご本人と出会う場合である。このときも、市民後見人養成講座修了者は、社会福祉協議会の法人後見事業支援員（後見サポーター）として、社協組織の管理監督下にある。

② パターンごとのマッチングにおける課題

上記の3つのパターンを念頭に置くと、成年後見人候補者としてのマッチングは、第一のパターンであれば、後見開始の申立の際、市民後見人養成講座修了者のうち特定の者が、ご本人（被後見人）にとって成年後見人候補者として適しているかということ審査・審議することになる。この際、候補者である市民後見人養成講座修了者に、候補者となることの諾否を選択する余地を認めるならば、ある程度早い段階で、一定の本人情報を開示することになる。このような本人情報の取扱は、個人情報保護の観点から、ご本人の個人情報の保有・利用に係る制限の例外として個人情報保護条例等の手続を履践する必要もある。この第一のパターンは、講座修了後短期間に個人として選任される可能性があるものの、そもそも、ご本人（被後見人）にとって、当該市民後見人養成講座修了者が、成年後見人候補者として適しているかということ審査・審議する自体が、相当に、困難なことでもあり、必ずしも推奨できない。

これに対し、第二のパターンの日常生活自立支援事業の支援員であったり、第三のパターンの法人後見事業の支援員（後見サポーター）等である場合は、社協等の組織の管理監督下にある前提下、成年後見人候補者となる者は、本人情報を受け取ることになる。また、日常生活自立支援事業の支援員や法人後見事業の支援員としてご本人の支援に携わる際には、実質的には、実務レベルで、ケースの担当者としての適否の判断がなされている。

今回、課題検討会及びワーキンググループにおいて先行区市の調査を行った際も、第一のパターンにおいて、候補者である市民後見人養成講座修了者に、本人情報をどの時点で、どの程度伝えるかということが、事前に整理・調整すべき項目・課題となっていた。これに対し、第二や第三のパターンのように、既に支援員としての関わりがある場合は、家庭裁判所に対し後見人候補者として推薦・選任申立をする時点よりも、支援員として関わる際やその支援員としての支援過程自体が、マッチングのプロセスにあるとも考えられる。これは、市民後見人養成講座修了者が、市民後見人として受任する場合のインターンシップのようにも位置付けることができ、社会福祉協議会は、被支援者と支援者の双方を把握することが可能であるという特質によっている。

このように、マッチングの検討に際しては、市民後見人養成講座修了者が、成年後見等の支援を必要とする当事者と出会う機会の検討が重要である。なお、マッチングに際しての具体的な考慮要素として、市民後見人養成講座修了者が被後見人（ご本人）の入所施設や当該施設運営法人に現に雇用されていたり、過去に雇用されていた場合は、候補者とするのを回避しているとの報告があった。

(3) 市民後見人の育成と活用について

① 成年後見人等の受任を目指した人材育成と活用の現状

神奈川県では、前述のとおり平成24年度から市町村との連携により、市民後見人の養成を行っている。市民後見人養成講座修了者は、法定後見制度の成年後見人等として単独受任又は専門職や法人との複数での受任など活動形態は異なるものの、社会福祉協議会の活動支援を受けながら、市

民らしさを活かした後見活動を開始している。

このように、神奈川県内の市民後見人養成講座は成年後見人等としての活動を念頭に置いており、その役割が本人の法的な権利・利益を守る重大な役割を担うことから、事前説明会出席の義務付けや受講希望者の選考、また修了認定試験を行うなど、段階に応じて一定のハードルを設けている。

研修期間は、その実施市町村の手法にもよるが、1年～3年程度の期間をかけて実施されているのが現状であり、市民後見人養成課程を修了することは極めて狭き門となっている。

反面、市民後見人が受任する案件は、市長申立など財産管理や身上監護が複雑では無いものを選定している傾向にあり限定的であることから、家庭裁判所による選任が思ったほど進んでいないという課題がある。そのため、登録してから受任までの待機期間が長期になる場合もあり、その間のモチベーションの維持が課題となっている。

神奈川県においては、市民後見人の活用についての歴史は浅く、潜在的な後見ニーズが多数あるものの、家庭裁判所との協議を重ねながら慎重かつ丁寧に進められている。現段階では、市民と共に成年後見制度を支えるしくみづくりに向けた過渡期ともなっている。

一方、修了生には、成年後見人等としての活動に限らず、法人後見の支援員やその他地域の権利擁護に関わる活動を希望される方もいる。研修の入り口段階での意向が、研修を受講した結果、市民後見人に拘わらない成年後見や権利擁護の活動に広がっているという現状もある。

「市民後見人の養成の理念」で述べたとおり、単なる「後見人不足」を補うことを目的として養成するのではなく「地域福祉の一環として育てていく」という理念・目標に立ち返ると、現在の取り組みを継続、検証しつつ、市民の力を多様な場面で発揮することができる手法を合わせて検討していく段階になっていると思われる。

②権利擁護を支える幅広い人材育成に向けて

認知症高齢者等の増加が見込まれるなか、国は平成24年度から平成26年度まで実施された「市民後見人推進事業」を再編し、平成27年度に権利擁護に関する人材の育成を総合的に推進する「権利擁護人材育成事業」を創設した。

判断能力が不十分であっても、住み慣れた地域で生活していくためには、日常の見守りからサービス利用、金銭管理など多様な支援が切れ目なく一体的に確保される体制の整備が求められている。

個々のライフスタイルは多様化しており、ニーズに合わせたオーダーメイドの支援体制を構築するためには、介護の専門職や専門職の成年後見人等の充足だけでは不十分である。

本人の意思決定支援を原則として、権利擁護の視点で支える「多様な担い手の育成」が必要であり、その役割を地域住民自らが担うことが求められている。

地域住民の力により、日常生活をきめ細かく見守りながら、声なき声をいち早く察知し、予防的な対応へつなげていくことが期待される。

このように個々の状況に応じて適切な活動ができる成年後見人等の確保とともに、多様な地域ニーズに対応する目的で、より一層幅広い人材の育成が求められている。

そのような中、神奈川県内では、市民後見人養成講座修了者の活動の場として、新たなステージを準備する動きが始まっている。具体的には、培った知識を活用し、ボランティアとして在宅等の認知症高齢者等を訪問し、傾聴活動や見守り役となる「権利擁護協力員」や「権利擁護サポーター」としての登録制度の創設や、市民後見人以外の活動として、日常生活自立支援事業又は法人後見事業の支援員として活動するという選択肢が設けられている。

地域住民の主体的な活動を促進するためには、それぞれのライフスタイルに添った活動形態があり、活動の場を「選択」することができるしくみをつくっていくことが必要である。活動する住民自身も自らの生き方を大切にしながら生き活きとやりがいを持って活躍できることが大切である。

地域福祉の推進役としての社会福祉協議会が市民後見人養成講座を実施する意義として、支援を必要とする側からと参画する住民側の両方の側面を捉えつつ、多様な人材を育成することにより権利擁護のしくみを構築していくことが求められている。

5 今後の展望

(1) 成年後見制度利用促進法の解説と今後の展望

弁護士 内嶋 順一（本課題検討会座長）

① 立法の経緯と現在までの施策の進捗状況

1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という）は、平成28年4月8日に成立し、同年5月18日に施行された。

同年9月には、同法に基づき設置された内閣総理大臣を会長とする「成年後見制度利用促進会議」から有識者で構成された「成年後見制度利用促進委員会」に対して、今後の国の成年後見制度利用促進施策の基礎となる「成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という）」に盛り込むべき意見の諮問が行われた。

2) 諮問を受けた成年後見制度利用促進委員会は、「利用促進ワーキンググループ」と「不正防止対策ワーキンググループ」を立ち上げ、両ワーキンググループで具体的な論点に関しヒアリングや議論を行い、平成29年1月13日付で成年後見制度利用促進会議に対し、基本計画に盛り込むべき意見を答申した。

その後、基本計画に盛り込むべき意見の公募を経て、先日3月24日、正式に成年後見制度利用促進基本計画が示され、同時に基本計画の工程表も明らかにされた。

今後は、平成29年度から同33年度までの5ヶ年で前記工程表の内容に従った施策の実施がなされる予定である。

② 後見制度利用促進基本計画の概要

1) 基本計画の基本原則

基本計画は、①本人のノーマライゼーション、②本人の自己決定権の尊重、そして③成年後見事務における財産管理重視偏重の改善をその施策の基本原則としている。

①は従前から福祉の分野では周知の基本原則として認められているし、②も今日、本人支援の現場において最も注目されている考え方と言って良い。③に至っては、現行の法律でも明文で謳われており、前記①～③を成年後見制度の基本原則と捉えるのは至極当然と言える。

ところで、そもそも基本計画は、現状、成年後見制度の利用が進んでいないという問題意識から出発しているが、成年後見制度の利用が進まないその原因と、前記①～③の基本原則とがどのように関係しているのか、例えば、現行の成年後見制度やその運用が本人のノーマライゼーションや自己決定権の尊重を阻害している要因となっているのか、本当に成年後見事務が財産管理に偏重しているのかといった仮説の十分な調査、検証がなされているとは言い難い。実は、この問題は、基本計画が掲げる3つの基本原則と後に述べる基本計画の主な施策目標との関連性が乏し

い点にも見て取れる。

この点で、基本計画の掲げる基本原理の尊重が、果たして成年後見制度の利用促進に結びつくのかは未知数と言わざるを得ない。

2) 基本計画の主な施策目標

基本計画の主な施策目標は、以下の4つである。

- ① 本人が成年後見制度のメリットを実感できるよう制度や運用の改善を進める。
- ② 全国どの地域でも、制度を必要とする本人が成年後見制度を利用できるよう、地域格差を解消するため、各地域に成年後見制度の利用を支えるための「地域連携ネットワーク」モデルを構築し、そのネットワークのリーダーシップを担う「中核機関」を設置する。
- ③ 成年後見人等の不正防止を徹底しつつ、成年後見制度の利用促進が阻害されないような制度、運用を整備する。
- ④ 成年被後見人等の欠格条項を見直す。

このうち、①、③、④は特段目新しい施策目標ではないが、②は今回の基本計画で具体化された新しい施策目標であり、基本計画においても最も重要な目標と定められている。

この②の目標が掲げる「地域連携ネットワーク」の具体的なイメージは、現在厚生労働省が中心となって進めている「地域包括ケアシステム」と非常に類似しているが、両者の決定的な違いは、「地域連携ネットワーク」があくまでも「成年後見制度ありき」という本人が成年後見制度を有効かつ効果的に利用する点に主眼が置かれているのに対し、「地域包括ケアシステム」は、成年後見制度の利用を必ずしも前提としておらず、高齢者が居住地域で自立した生活を継続できるよう医療・介護を中心とした地域支援ネットワークを構築しようとしている点にある。

私見ではあるが、地域における効果的な本人支援は、本人意思と本人の地域生活に必要なサービスをいかに上手く把握し、これを現実化していくかにかかっている。そのために、本人を中心とした地域資源の掘り起こしとその連携（具体的には、地域資源の連携＝地域ネットワークによる情報収集・情報共有・支援計画立案・実行・検証）が必要となってくる。かかる地域における本人支援では、成年後見制度の利用は、あくまでも「本人支援ツール」の1つに過ぎず、必須の要素ではない。

さらに、「地域連携ネットワーク」の核となる「中核機関」はその実施主体として市町村や市町村社協が想定されており、基本計画は中核機関に①広報機能、②相談機能、③後見受任者調整機能（親族後見人支援・市民後見人候補者支援・家庭裁判所との連携も含む）、受任者育成支援機能（市民後見人候補者の育成等・法人後見の実施支援等）、日常生活自立支援事業等から成年後見制度への移行支援等機能、④成年後見人支援機能、⑤①～④の実施による不正防止効果を期待している。これだけの機能、効果を発揮するには、実施主体が既に日常生活自立支援事業や法人後見を実施し、さらには市民後見人候補者の養成・活用を行っている必要があるだろう。しかし、果たしてどれだけの市町村、市町村社協がこの要件を満たしていると言えるか、中核機関そのものの育成からスタートしなければならない地域も多数存在すると思われる。

となると、基本計画が施策目標として掲げる「地域連携ネットワーク」は、その構築に「人材も予算もそれなりに必要」な大がかりな仕組みであり、「本人の後見制度の利用」を前提とした事案のためだけにこのような大がかりな仕組みを構築する必要性がどこまであるのか、施策の具体

的な実施に当たっては改めて議論が必要となろう。

なお、成年後見実務においては、既に、成年後見人による地域資源の有効活用や地域資源との連携、ネットワーク形成の実施が進められている事案も多数あり、その中でこの官製の「地域連携ネットワーク」がどこまで機能するのかその可能性は未知数であることも付言しておく。

③ さいごに

筆者は、常々「成年後見人はピアノ協奏曲における指揮者のような存在」と考えている。主役である「ピアノ＝本人」を引き立て、自分は1音も発することはしない（つまり、手取り足取りの生活支援にはタッチしない）。

しかし、ピアノを音楽（具体的な生活支援）で支えるオーケストラ＝支援者をまとめ、美しいハーモニーでピアノの音をより輝かせる重要な役割を担っている。

成年後見制度の利用促進には、このような有能な指揮者の育成が欠かせない。即ち、成年後見制度を担う有能な人材を育成することこそ、成年後見制度利用促進の近道となるはずなのである。関係機関においては是非この視点を大切にしていきたい。

(2) 成年後見利用促進法と今後の展望～主に福祉的観点から～

社会福祉士 田中 晃 (本課題検討会・副座長)

社会福祉士 田中 晃

はじめに

このたび、成年後見制度利用促進基本計画がまとめられた。各市町村は国が策定した基本計画を踏まえ、関係機関との協議の上、中核機関の設置や地域連携ネットワークの段階的整備について市町村としての計画の策定へとすすむこととなる。

住民の参加により住民を主体として、行政や関係機関、専門機関が協働して、わが町の権利擁護の仕組みをつくる時代がきているのである。

成年後見制度における福祉的観点

成年後見制度は、平成 12 年 4 月、介護保険法が施行され高齢者福祉サービスの利用が契約行為に移行し、判断能力が不十分な高齢者や障害者の契約締結能力を補うことの必要性から、この介護保険法と併せて施行された経過があった。

成年後見人等の役割については、本人の意思尊重及び身上の配慮義務(民法第 858 条)はあるものの、後見人は本人の財産を管理し、かつ、財産に関する法律行為について被後見人を代表するとの文言(民法第 859 条 1 項)があり、また、成年後見制度の本来の目的としても、本人のために必要な財産の管理であり、代理権や同意権もその役割を果たすために行使することであるとされてきた。

しかしその後、成年後見制度の利用者である本人が、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等という福祉サービスを受ける主体と重なることや、平成 18 年の障害者自立支援法の施行により障害者の福祉サービスの利用が契約行為に移行したことなどから、福祉サービスを受ける者のための事務処理を行うという意味で、徐々に成年後見制度の福祉的な側面も重要な役割と捉えられるようになり(平成 22 年 7 月成年後見制度研究会 研究報告)、障害のある人やその支援者にも成年後見制度の必要性の認識が広がっていった。

社会福祉の普遍化

社会福祉はその時代の課題に即して歴史的展開をしてきた。1950 年代は戦後の生活困窮者や震災により親を失った児童、障害をおった者など、国民の最低限度の生活を支えることが課題であった。日本国憲法の制定によって基本的人権や国民の権利が明確となり、福祉三法(1946 年生活保護法、1947

年児童福祉法、1949年身体障害者福祉法が制定された。高度経済成長が訪れるとともに1958年には、国民健康保険法が制定され医療保障の体制整備が進み、その翌年には国民年金法が制定され、高齢や障害により働くことが難しい者に対する所得の保障の体制が進んだ。1960年代の高度経済成長時は、1960年精神薄弱者福祉法(現知的障害者福祉法)、1963年老人福祉法、1964年母子福祉法の制定により福祉六法体制が確立され、知的障害者の福祉、高齢者問題、子育ての支援等が進められた時期である。

1970年代から1980年代には、人口の流入による都市の過密や過疎、核家族化やコミュニティーの崩壊などの課題に対応して、社会福祉の対象者の普遍化が進み、地域福祉のニーズが高まって在宅福祉サービスの供給体制の整備が行われた。1990年代には、高齢化が進む一方で、国民の家族形態や扶養意識の変化、女性の社会進出などもあり、1989年高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)、1990年福祉関係八法の改正、1997年介護保険法制定などにより介護の社会化が進められた。

社会福祉における権利擁護の萌芽と市町村の役割

1998年からの社会福祉基礎構造改革を受けた2000年の社会福祉法において、市町村地域福祉計画が新たに規定され、市町村を基盤とした地域福祉が明記されるとともに、障害者福祉についても措置制度から契約制度に移行し、福祉サービスの利用者が法的主体として明確になった。また、社会福祉が特定のニーズを抱えている者のものではなく、私たち地域で暮らしていく住民の共通の課題として取り組むべきものとなった。

一方、平成18年には高齢者虐待防止法が施行され、財産上の不当取引の被害を受けたり、また受けるおそれのある高齢者についての市町村長による審判請求が義務とされ、成年後見制度の利用促進が定められた。平成25年4月から障害者虐待防止法にも同様に定められ、高齢者や障害者である住民の権利擁護の視点から成年後見制度についての市町村としての役割が課せられることとなった。市町村長が「その福祉の必要性」から老人福祉法、知的障害者福祉法、精神障害者保健福祉法に基づいて成年後見制度の申立てを行う件数は年を追うごとに増加し、最高裁判所事務総局による最新の統計(平成28年)では、全体の申立件数の約18.8%となっている。

また、平成24年の改正老人福祉法では、行政の役割について位置付けがされ、市町村が、後見等の業務を適正に行う人材の育成や活用を図るための体制整備を図るよう規定が新設された。平成25年の改正知的障害者福祉法、平成26年の改正精神保健福祉法にもそれぞれ同様に位置付けがなされ、高齢者福祉及び障害者福祉における成年後見制度の法的な位置付けは、利用者の権利擁護の視点から明確になった。

その他、成年後見制度の利用を促進するための申立てや後見人等の報酬についての費用負担については成年後見制度利用支援事業として介護保険法・障害者総合支援法において位置付けられている。

成年後見制度の普及啓発や法人後見への支援、市民後見人の取り組みなどが法的に位置付けられ、利用者の身近な市町村での成年後見制度活用がより積極的に進められることになった。

神奈川における成年後見の取り組み

神奈川県では、平成 22 年に、かながわ成年後見推進センター(以下「推進センター」という。)を設置し、身近な地域における成年後見制度の推進を目的に、当事者・家族からの相談や出張説明会、市町村や相談機関に対する専門的助言の提供、市町村社会福祉協議会の法人後見受任支援、法人後見担当職員養成研修、成年後見関係団体との連携等の推進などの事業を開始した。

推進センターでは、市町村社会福祉協議会を地域における成年後見制度の拠点と位置付けて、法人後見事業の普及を進めてきた。平成 22 年当時、法人後見受任社会福祉協議会は横浜市、川崎市などを中心に 8 箇所ほどだったが、平成 29 年 3 月現在では 21 市町(受任件数:198 件)に広がっている。課題としては町村部社会福祉協議会で進んでいないところがあり、広域的な取り組みなども求められている。その他、県内で活動する NPO 団体(受任団体。現在 10 団体、受任件数 137 件)の連絡会を設け、これらの活動を側面から支援してきた。

市町村域においては、地域の差はあるものの、ここ数年の成年後見制度についての体制が整備されつつあることを実感している。ある社会福祉協議会は、市の地域福祉計画による財源的措置も受けて地域福祉活動計画に権利擁護について盛り込み、平成 23 年度から従来の日常生活自立支援事業に加えて法人後見事業に取り組み現在では 16 件を受任している。この取り組みに伴って福祉関係(高齢福祉、障害福祉、生活困窮支援)の市担当者、市内の障害者や高齢者の福祉サービス事業所、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士等の専門職団体等が参加して連絡会(地域ネットワーク)が開催されている。お互いの顔の見える関係が徐々に形成されて、市区町村長申立や相談支援についての助言を得ることもできるようになっている。さらに法人後見事業での後見実務の経験を生かし平成 25 年度からは市民後見人養成にも取り組んでいる。養成講座は一部を一般市民も参加できる県民講座としており、啓発事業の展開も進められている。

市民後見人の養成と支援の実施拠点として、また、市民に対する相談、啓発などの拠点として、「伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター」「平塚市成年後見利用支援センター」など市町村地域での制度の推進体制が進んでいる。海老名市の「えびな成年後見・総合相談センター」は市の政策を反映して相談拠点の設置に繋がった例である。

利用促進法と権利擁護

昨年施行された利用促進法は、第 1 条の目的において、成年後見制度を「認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を支える重なる手段」とし、共生社会の実現に資することを明確に位置付けるとともに、第 3 条の基本理念では、成年後見制度の利用促進により、利用者(成年被後見人等)の基本的な人権、個人の尊厳、その人らしい生活の保障が図られるべきこと、「財産管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと」が定められた。また地方公共団体の責務も明確に定められた(第 5 条)。

こうした経過を見ると、成年後見制度は高齢者・障害者の権利擁護の役割を果たすものであり、社会福祉の観点からも不可欠な制度として運用されるべきであり、また、住民にとって身近な市や町村において地域福祉の中に位置付けられ、かつ自治体の責務として展開されるべき制度であることが法

的にも位置付けられたと言える。

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、その仕組みをどう作っていくかということである。またその暮らしの中で望んでいることを「その人の権利」とすると、高齢や障害のために支援を必要としている人がいて、その支援を権利擁護と呼ぶことができる。

人間は他者の介護や支援を受けて成長するし、それは歳を取った人も同様である。安心して暮らしていくには、相談する機関や人、健康を支える医療、生活を支える介護や福祉のサービスを必要としている。広い意味では、社会保障制度の構築や社会福祉実践はすべて権利擁護であるといえよう。

しかし、個々の人たちを法的に支える「権利擁護支援の仕組み」の整備が今必要とされているのである。自分の権利を主張し、権利が侵害されれば救済を求めることは人としての権利だが、認知症や障害のために、自ら権利を主張できない、また、リスクの回避や保護(支援と言い換える例もある)と称して、自らの権利を曖昧にされている人たちがいる。その人たちの権利擁護のために成年後見制度は非常に重要であり、利用促進法の立法の主旨もそこにあると思われる。

おわりに

筆者も、社会福祉士専門職後見人としてごく少数の方の保佐人として活動させていただいている。成年後見制度に対する認識は広がっており、市民が自分自身の課題として捉えているからこそ、現在の成年後見制度に対する疑問や不安も生じている。市民との対話を重ねながら、高齢者や障害者の権利擁護の仕組みの一つとして信頼できるわが町の制度への取り組みを進めていきたい。

参 考 资 料

成年後見制度利用促進基本計画のポイント

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定
- ・計画の対象期間は概ね5年を念頭(平成29年度～33年度)
- ・工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進 <別紙1参照> ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定
- ・計画に盛り込まれた施策の進捗状況の把握・評価等

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 <別紙2参照>

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- ・診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり <別紙3参照>

- ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- ・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り
- ・「協議会」等(注2)によるチームの支援
- ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性

- ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
- ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
- ・利用促進(マッチング)機能
- ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
- ・不正防止効果

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 <別紙4参照>

- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

注1:福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制

注2:福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

成年後見制度利用促進基本計画の概要

基本計画について

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
 - (2) 計画の対象期間は概ね5年を念頭(平成29年度～33年度)。
 - (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
- ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。 <別紙1参照>

基本的な考え方及び目標等

(1) 今後の施策の基本的な考え方

- ① ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
- ② 自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
- ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視。

(2) 今後の施策の目標

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
- ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。

(3) 施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

総合的かつ計画的に講ずべき施策

<p>(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 －制度開始時・開始後における身上保護の充実－ <別紙2参照></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者と障害者(本人)の特性に応じた意思決定支援を行うための指針の策定等に向けた検討や、検討の成果を共有・活用する。 ○本人の意思・身上に配慮した後見事務を適切に行うことのできる後見人等を家庭裁判所が選任できるようにするための仕組みを検討する。 ○本人の権利擁護を十分に図る観点から、<u>後見人等の交代を柔軟に行う</u>ことを可能とする環境を整備する。 ○後見・保佐・補助の判別が適切になされるよう、医師が本人の置かれた家庭的・社会的状況も考慮しつつ適切な医学的判断を行える、<u>診断書等の在り方</u>を検討する。
<p>(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり <別紙3参照></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の3つの役割を果たす地域連携ネットワークの整備を進める。 <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援 ・早期の段階からの相談・対応体制の整備 ・意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築 ○<u>地域連携ネットワークの基本的仕組み</u> <ul style="list-style-type: none"> ・「チーム」対応(福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制の整備) ・「協議会」等(福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組みの整備) ➡<u>地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関が必要</u>。 <ul style="list-style-type: none"> ◎<u>地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等</u> <ul style="list-style-type: none"> ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等) ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等) ・利用促進(マッチング)機能 ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等) ・不正防止効果 ◎<u>中核機関の設置・運営形態</u> <ul style="list-style-type: none"> ・設置の区域:市町村の単位を基本とする。(複数の市町村での設置も検討) ・設置の主体:市町村の設置が望ましい。(委託等を含め地域の実情に応じた柔軟な設置) ・運営の主体:市町村による直営又は委託など(業務の中立性・公正性の確保に留意) <p>※専門職団体は、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営に積極的に協力</p>

2

総合的かつ計画的に講ずべき施策

<p>(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 －安心してできる環境整備－ <別紙4参照></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>現行の後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策(預貯金の適切な管理、私戻方法等)</u>を検討する。 ○<u>今後の専門職団体の対応強化等の検討状況を踏まえ、より効率的な不正防止のための方策</u>を検討する。 ○<u>移行型任意後見契約における不適切事例については、地域連携ネットワークでの発見・支援とともに、実務的な対応</u>を検討する。
<p>(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>任意後見契約のメリット等の周知、相談対応を進める</u>。 ○<u>成年後見制度利用に係る費用助成について、各市町村において、国の補助制度の活用や、国が明らかにしている助成対象の取扱いを踏まえた対応</u>を検討する。(例えば保佐・補助や本人申立て等の取扱い) ○<u>市町村は国の計画を勘案して市町村計画の策定に努める</u>。
<p>(5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>市町村の役割:中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備等</u> ○<u>都道府県の役割:広域的見地からの市町村の支援等</u> ○<u>国の役割:財源を確保しつつ国の予算事業の積極的な活用を促す、先進的な取組例の紹介など</u> ※関係団体(福祉関係者団体・法律関係者団体)の積極的な協力が重要
<p>(6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を、指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討する</u>。
<p>(7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>成年後見人等の権利に制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う</u>。
<p>(8) 死後事務の範囲等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>平成28年10月に施行された改正法の施行状況を踏まえつつ、事務が適切に行われるよう必要に応じて検討を行う</u>。

3

		29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進		新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
		診断書の在り方等の検討				
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)		相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進		取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
		専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI	成年後見人等の医療・介護に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理		参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
VII	成年後見人等の権利制限の措置の見直し	成年後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

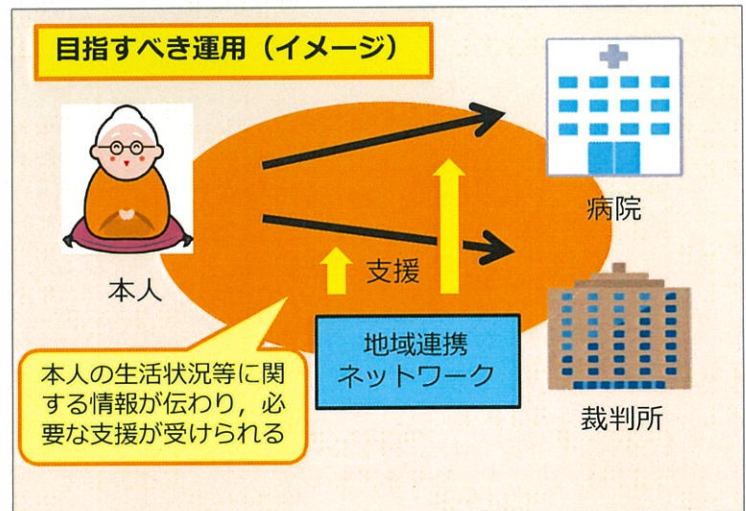
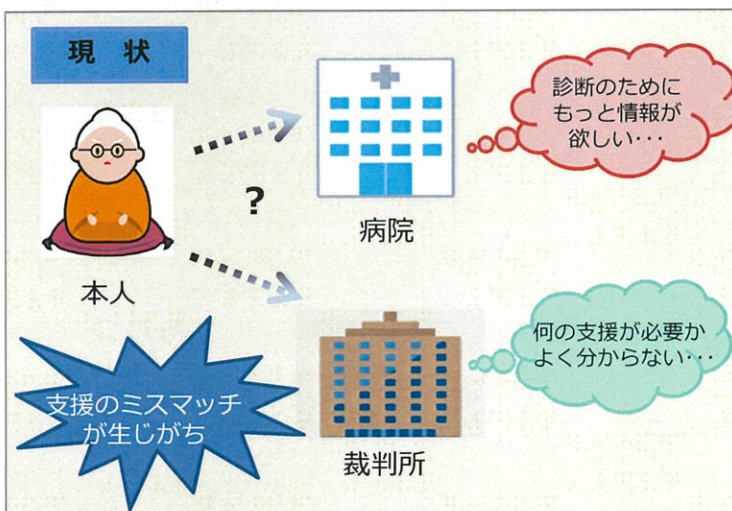
施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。
※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

<別紙2>

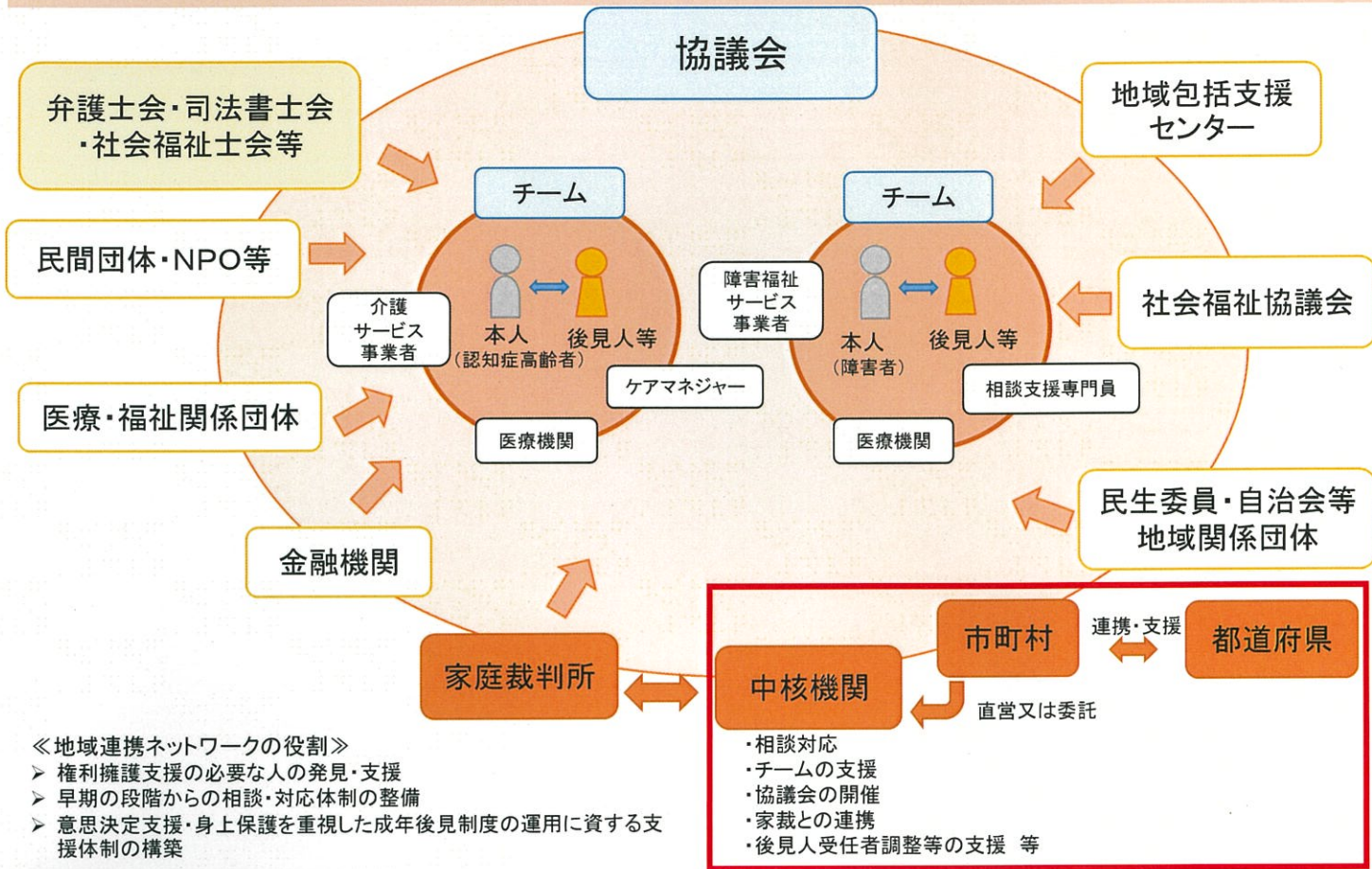
利用促進委員会での御指摘

- 医師や裁判所には、本人の生活状況をきちんと理解した上で本人の能力について判断してほしい。
- 認知症や知的障害の特性を理解し、本人の意思を十分に汲み取ることでできる支援者が必要である。



今後の検討課題

- 本人の生活状況等に関する情報が、医師・裁判所に伝わるよう関係機関による支援の在り方の検討
- 本人の生活状況等を踏まえた診断内容について分かりやすく記載できる診断書の在り方の検討



- ≪地域連携ネットワークの役割≫
- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - 早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
- ≪地域連携ネットワークの機能≫
- ・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果



不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

委員会の意見の概要等

- 後見制度支援信託に並立・代替する預貯金等の管理の在り方については、金融機関における自主的な取組に期待。(全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、ゆうちょ銀行、農林中央金庫に要請。)
- 今後、最高裁判所・法務省等とも連携しつつ、積極的な検討を進めることが期待される。

預貯金等の管理の在り方のイメージ(案)

- ・成年被後見人名義の預貯金について
- 1 口座の分別管理
 - ①小口預金口座(日常的に使用する生活費等の管理)
 - ②大口預金口座(通常使用しない多額の預貯金等の管理)
- 2 払戻し
 - ①小口預金口座
 - ・後見人だけの判断で払戻しが可能
 - ②大口預金口座
 - ・後見人に加え、後見監督人等の同意(関与)が必要
- 3 自動送金等
 - 生活費等の継続的な確保のための定期的な自動送金
 - ②大口預金口座 → ①小口預金口座

市民後見推進委員会設置要綱

平成24年4月26日制定

(目的及び設置)

第1条 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会は、横浜市が定める「横浜市市民後見人養成・活動支援事業実施要綱」第5条第1項第5号に基づき、市民後見人養成・活動支援事業を推進するため、横浜生活あんしんセンターに市民後見推進委員会を置く。

(市民後見推進委員会の業務)

第2条 市民後見推進委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市民後見人養成課程に関する指導・助言
- (2) 市民後見人活動支援体制に関する指導・助言
- (3) 市民後見人養成・活動支援事業の区展開に関する指導・助言
- (4) 養成研修受講者の選定に関する審査
- (5) 実務実習受講者の選定に関する審査
- (6) 市民後見人養成課程の修了に関する審査
- (7) 市民後見人候補者推薦に関する審査
- (8) 横浜生活あんしんセンターから諮問を受けた市民後見人養成・活動支援に関する答申
- (9) 市民後見人養成課程受講者、横浜市市民後見人バンク登録者、市民後見人候補者推薦依頼者からの苦情申し立てに対する調査、調整及び審査

(事務局会議及び受任調整会議)

第3条 前条(7)に掲げる業務を遂行するため、事務局会議および受任調整会議を開催する。

2 前項の会議の運営に関しては、別に定める。

(市民後見推進委員会の組織)

第4条 市民後見推進委員会は、成年後見人受任を業務としている専門職団体構成員、区役所職員、区社会福祉協議会職員並びに学識経験者の中から社会福祉法人横浜市社会福祉協議会会長が委嘱する委員7名以内をもって組織する。

(市民後見推進委員会委員長及び副委員長)

第5条 市民後見推進委員会に委員長を1名及び副委員長を1名置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、市民後見推進委員会の会務を総理し、市民後見推進委員会を代表する。

3 委員長に事故等がある場合には、副委員長がその職務を代理する。

(市民後見推進委員会の開催)

第6条 市民後見推進委員会は、委員長の招集により開催する。

2 市民後見推進委員会は、委員の半数以上の出席を以って成立する。なお、欠席した委員は書面審議書の提出により出席とみなす。

3 市民後見推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の任期等)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 横浜生活あんしんセンターの担当理事は、委員を再任することができる。
- 3 委員は、別に定めるところにより報酬等を受けるものとする。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

- 2 委員は、その職務に当たって、個人情報の保護に留意しなければならない。

(苦情申立て)

第9条 市民後見人養成課程受講者、横浜市市民後見人バンク登録者、市民後見人候補者推薦依頼者は、市民後見人養成・活動支援事業に関係して苦情がある場合には、市民後見推進委員会に対して、苦情申立書により苦情の原因となる事実を明示して苦情を申立てることができる。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申立てることができる。

- 2 市民後見推進委員会は、苦情対応による調査等の結果、苦情の申立てに理由があり、申立てに係る事項について改善等が必要と判断したときは、横浜生活あんしんセンターに対して、改善等の措置を講ずるよう申入れを行うことができる。
- 3 市民後見推進委員会は、申入れ等を含めて苦情対応の経過及び結果に、委員会の意見を付して、申立人に通知するものとする。

(情報の公開・管理)

第10条 審査対象となった本人から情報開示請求があった場合には、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会の保有する個人情報の保護に関する規程及び社会福祉法人横浜市社会福祉協議会の保有する情報の公開に関する規程に基づき開示する。

(事務局)

第11条 市民後見推進委員会及び委員の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、横浜生活あんしんセンター内に置く。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、市民後見推進委員会の運営に関して必要な事項は、横浜生活あんしんセンター担当理事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

横浜市市民後見人養成・活動支援事業 事務局会議及び受任調整会議運営要領

制 定 平成26年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 本会市民後見推進委員会設置要綱第3条第1項に基づき、市民後見人候補者の推薦を行うため事務局会議及び受任調整会議を開催する。

(市民後見人候補者推薦依頼)

第2条 市民後見人候補者の推薦を希望する者(以下「推薦依頼者」という。)は、第3条に定める事務局会議の開催1週間前までに、所定の様式により横浜生活あんしんセンターへ市民後見人候補者の推薦を依頼することとする。

第2章 事務局会議

(事務局会議の審議事項)

第3条 事務局会議は、横浜生活あんしんセンターへ市民後見人候補者の推薦依頼があった案件(以下、「案件」という。)について、次に掲げる事項を審議し、結果を受任調整会議に上程する。

- (1) 市民後見人受任案件の適格性
- (2) 案件に相応しい市民後見人候補者の人選

(構成)

第4条 事務局会議は、横浜生活あんしんセンター職員で構成する。

- 2 案件の説明のため、必要に応じて市民後見人候補者の推薦を依頼した区の区福祉保健センター職員及び区社会福祉協議会職員に出席を求めることができる。

(開催日)

第5条 事務局会議は、原則として毎月1日に開催する。

第3章 受任調整会議

(受任調整会議の審議事項)

第6条 受任調整会議は、事務局会議から上程された案件について、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 市民後見人受任の可否
- (2) 案件に相応しい市民後見人候補者の推薦

(構成)

第7条 受任調整会議は、市民後見推進委員会委員をもって構成する。

(開催日)

第8条 受任調整会議は、原則として毎月10日に開催する。

第4章 雑則

(守秘義務等)

第9条 事務局会議及び受任調整会議は、その職務に当たって、個人情報の保護に留意しなければならない。

(苦情申立て)

第10条 推薦依頼者及び市民後見人候補者は、事務局会議及び受任調整会議の審議結果に不服がある場合には、市民後見推進委員会へ、苦情申立書により苦情の原因となる事実を明示して苦情を申立てることができる。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申立てることができる。

2 前項の推薦依頼者及び市民後見人候補者が、苦情の申立てを行えない正当な理由がある場合には、本人の依頼を受けた代弁者も前項の苦情申立てを行うことができる。

3 苦情対応による調査等の結果、苦情の申立てに正当な理由があり、申立てに係る検討結果に改善等が必要と判断したときは、市民後見推進委員会設置要綱に基づき、所定の措置を講ずるものとする。

(情報の公開・管理)

第11条 事務局会議及び受任調整会議で取り扱う案件は、個人のプライバシーに関わる事項であることから、それぞれの会議に係わる資料は、原則非公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、審議対象となった本人から開示請求があった場合には、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会の保有する個人情報の保護に関する規程及び社会福祉法人横浜市社会福祉協議会の保有する情報の公開に関する規程に基づき開示する。

(事務局)

第12条 事務局会議及び受任調整会議の事務局は、横浜生活あんしんセンター内に置く。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項については、事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

第3期市民後見人養成の実施状況について

1 第3期市民後見人養成課程説明会

第3期市民後見人養成課程を開講するにあたり、7区（鶴見、西、港南、金沢、栄、泉、瀬谷区）にて受講者を募集するため、説明会を開催しました。

説明会では、横浜ならではの市民後見人養成・活動支援である「市民後見よこはまモデル」の概要や、養成研修の内容および研修受講申込手続き等について、質疑応答を交えて説明しました。

①第1回 平成28年2月9日（火）16:00～17:30 横浜市健康福祉総合センター

参加者 83名（内該当区 54名）申込用紙配布数 32名

②第2回 平成28年3月9日（水）18:30～20:00 横浜市健康福祉総合センター

参加者 26名（内該当区 22名）申込用紙配布数 19名

2 第3期市民後見人養成課程（基礎編）

基礎編では、市民後見人の役割や倫理、市民後見活動において関係する制度やサービス、関係機関や被後見人とのコミュニケーション方法等の知識習得を図りました。

①実施期間 平成28年6月6日～平成28年7月15日

②基礎編カリキュラム 【別紙1】のとおり

③申込者数 25名

④受講決定者数 25名（鶴見6名、西1名、港南4名、金沢3名、栄2名、泉6名、瀬谷3名）

⑤養成研修修了者数 21名

※全41単位中33単位以上の履修を以って修了とし、受講者23名のうち21名が修了しました。

3 第3期市民後見人養成課程（実務編）

①実務編受講者の選考

基礎編修了者21名の中から、次の4点を評価の上、市民後見推進委員会で総合的に判断して実務編受講者を選考しました。

(1)養成課程受講状況 (2)効果測定 (3)小論文 (4)面接

②実務編受講選考対象者数 19名

③実務実習受講決定者数 16名

【性別内訳】男性9名、女性7名

【区内訳】鶴見4名、西1名、港南3名、金沢1名、栄2名、泉3名、瀬谷2名

④実施期間

平成28年9月16日～平成29年3月16日

⑤カリキュラム内容 【別紙2】のとおり

(1)後見業務について

- ・ケース同行訪問（毎月1回）
- ・市民後見ハンドブック（後見事務マニュアル）の説明
- ・後見事務計画と報告・財産目録の作成
- ・確定申告や県市民税申告等の基礎研修

(2)他機関等との連携について

- ・区成年後見サポートネット参加（分科会）
※事例検討等を通じ、SWや包括支援センター、士業等とのネットワークづくり
- ・区福祉行政や区社協の業務内容理解

(3)当事者・地域活動理解について

- ・知的障害・精神障害関係施設での体験実習
- ・区内の小地域福祉活動での体験実習（地区社協のサロン等）

(4)その他

- ・ケースカンファレンス参加
- ・3か月毎の振り返り

※受講者は、毎回実習記録を提出し、実習担当者が内容を確認し、指導上必要なコメントをフィードバックするとともに、スーパーバイズを行っています。

⑥修了者数 12名

【性別内訳】男性7名、女性5名

【区内訳】鶴見3名、西1名、港南3名、栄2名、泉2名、瀬谷1名

※全カリキュラム21回中17回以上の履修を以って修了

第3期 市民後見人養成課程カリキュラム

【基礎編】41単位 37時間

日時	科目名	内容	単位数	履修時間	講師	
【市民後見人概論 3単位】 市民後見人として求められる職務・役割を理解する。						
6/6 (月)	10時～ 10時30分	オリエンテーション	○今後のスケジュール ○受講評価基準	1	0.5h	横浜生活あんしんセンター 事務長 若尾 恵子
	10時30分～ 12時00分	市民後見人概論	①横浜市における市民後見人 ②市民後見人の役割 ③今後期待する市民後見人像 ④市民後見人バンク登録者の活動の実際	2	1.5h	①②③横浜生活あんしんセンター 所長 延命 政之 ④市民後見人バンク登録者 前原 由美氏
【成年後見制度概論1 4単位】 成年後見制度の基礎知識や関連機関等を理解する。						
8AB	13時～ 15時	成年後見制度等の基礎知識	①成年後見制度の目的 ②制度内容(法定・任意) ③財産管理 ④身上監護 ⑤家庭裁判所の役割	2	2h	弁護士 角田 勝政氏
	15時10分～ 17時10分	関係機関の基礎知識	①区高齢障害支援課 ②区社会福祉協議会 ③民生委員・児童委員 ④地域包括支援センター	2	2h	①横浜市職員 福祉保健課 吉澤 利昭氏 ②横浜市社会福祉協議会 地域福祉課担当課長 西谷 大介氏 ③横浜市社会福祉協議会 施設管理担当課長 安部 力氏 ④長津田地域ケアプラザ 和久井 聡子氏
【成年後見制度に関連する法律 3単位】 民法に関する基礎知識を持つ。						
6/10 (金)	10時～ 12時30分	民法の基礎知識	①家族法の基礎知識(親族・婚姻・相続・遺言) ②財産法の基礎知識	3	2.5h	弁護士 角田 勝政氏
	【成年後見制度概論2 1単位】 成年後見制度の基礎知識や関連機関等を理解する。					
8AB	13時30分～ 14時30分	後見実施機関の概要	①横浜市の後見実施機関 ②各区成年後見サポートネット ③成年後見制度利用支援事業	1	1h	横浜市職員 福祉保健課担当係長 伊藤 浩美氏
	【市民後見人倫理 3単位】 市民後見人として必要な倫理を得る。					
6/13 (月)	14時40分～ 17時10分	倫理(人権、心構え、権利擁護)	①人権、権利擁護 ②市民後見人としての心構え	3	2.5h	社会福祉士 佐々 美弥子氏
	【関連制度 7単位】 市民後見人活動に関する制度・機関の基礎知識を持つ。					
8AB	9時30分～ 11時	介護保険制度等高齢者施策	①介護保険制度概要 ②介護保険以外の福祉サービス ③介護保険サービスと後見業務の関係 ④高齢者虐待防止法	2	1.5h	横浜市職員 ①②③介護保険課担当係長 佐藤 修一氏 ④高齢在宅支援課担当係長 大島 範子氏
	11時10分～ 12時40分	障害者施策	①障害者制度の概要 ②障害者虐待防止法 ③障害者差別禁止法	2	1.5h	横浜市職員 障害企画課 企画調整係長 水野 直樹氏 差別解消担当係長 小川 武広氏
	13時40分～ 16時55分	その他の制度	①生活保護制度の概要 ②年金制度の概要 ③健康保険制度の概要 ④日常生活自立支援事業の概要	3	2.5h 0.5h	①横浜市職員 生活支援課 生活支援係長 岩井 一芳氏 ②横浜中年金事務所 お客様相談室 荒木 鮎子氏 ③保険年金課管理係長 服部 敦氏 横浜生活あんしんセンター 尾本 朝子
【対象者の理解 8単位】 支援対象者の特性を理解し、一人ひとりの地域生活を考えていくことができる。						
6/22 (水)	9時30分～ 11時30分	認知症の理解	①認知症の知識 ②基本的な接し方 ③地域で生活するためにできること	2	2h	(社)地域医療振興協会 八森 淳氏
	12時30分～ 14時45分	知的障害者の理解	①知的障害の知識 ②基本的な接し方 ③地域で生活するためにできること	3	2.2h 5h	一般社団法人みつ蛸(明治学院大学元教授) 中野 敏子氏 NPO新 副理事長 伊達 富美子氏
	14時55分～ 17時10分	精神障害者の理解	①精神障害の知識 ②基本的な接し方 ③地域で生活するためにできること	3	2.2h 5h	横浜市総合保健医療センター 飯塚 英里氏 NPO法人 浜家連 常任理事 柏木 彰氏
【地域福祉概論 6単位】 地域福祉の概論を理解し、「地域福祉の一翼を担う」活動を目指す。						
7/4 (月)	10時～ 12時	地域福祉概論Ⅰ	地域福祉の理解	2	2h	日本社会事業大学 准教授 菱沼 幹男氏
	13時～ 17時10分	地域福祉概論Ⅱ	①横浜市の地域福祉と社会福祉協議会の役割 ②地域福祉のネットワークづくり ③地域福祉のニーズ発掘、組織化	3	3h	瀬谷区社会福祉協議会 事務局次長 中島 美樹子氏
		地域福祉概論Ⅲ	地域福祉と市民後見人	1	1h	横浜生活あんしんセンター 萩村 千恵子
【コミュニケーション 4単位】 支援対象者や、関係機関とネットワークを作っていくためのコミュニケーション技術を習得する。						
7/8 (金) 901・ 902	10時～12時	コミュニケーション技術	①自己覚知 ②傾聴と共感 ③模擬面談	4	4h	社会福祉士 佐々 美弥子氏
	13時～15時					
【市民後見人まとめ 2単位】 市民後見人の役割を踏まえ、被後見人支援の目標設定ができる。						
7/15 (金) 8AB	10時～12時	市民後見人総論	まとめ	2	2h	東洋英和女学院大学 教授 石渡 和実氏

【実務編選考面接】

【実務編】

日時
7月19日(火)9:30～12:30の内1時間 又は 7月21日(木)9:30～11:30の内1時間

時期	内容
平成28年9月～平成29年3月 *月4回程度	後見実務に関するもの 支援関係機関・団体(地域資源)での体験実習 その他 45

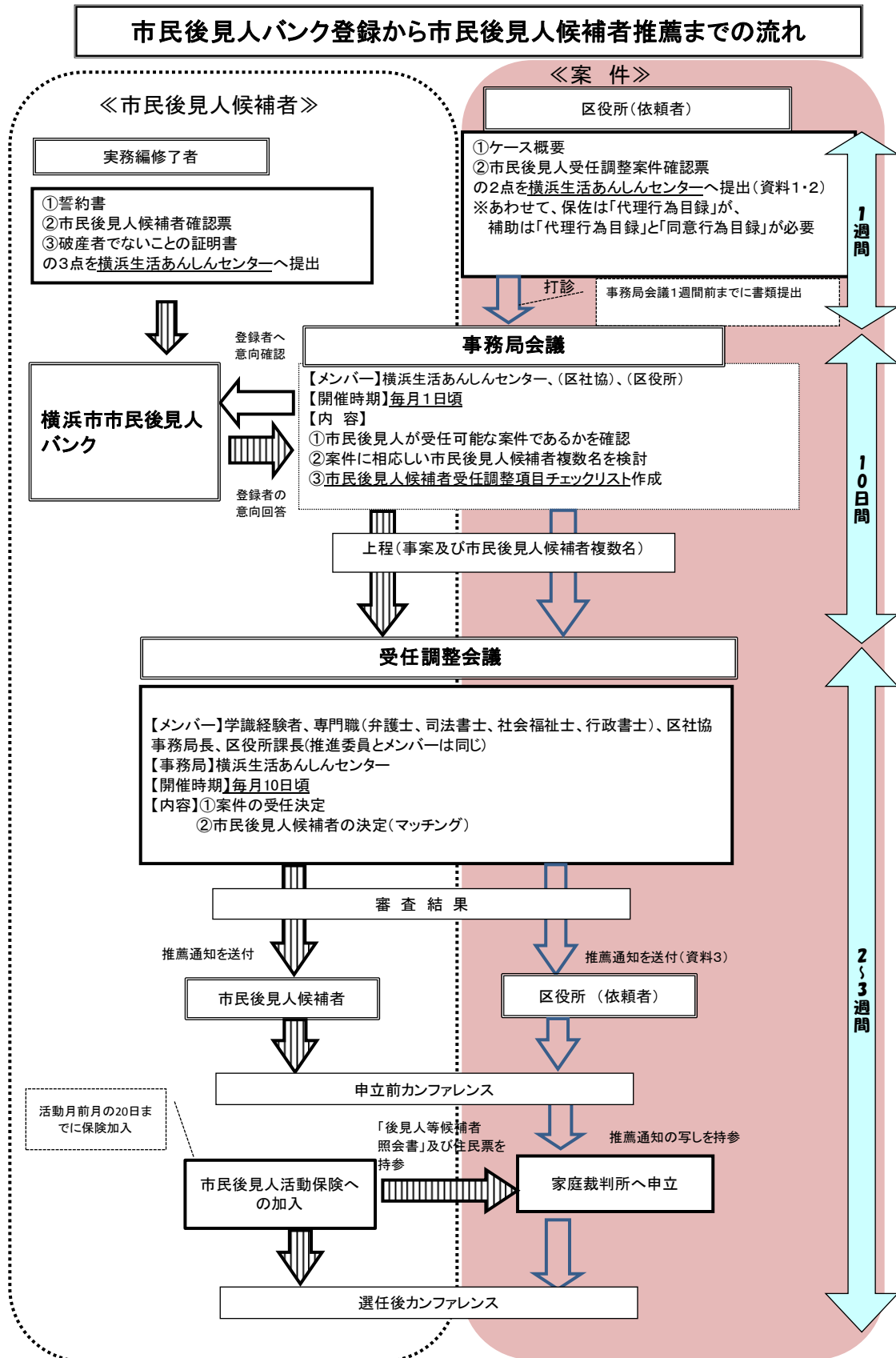
第3期横浜市市民後見人養成課程 実務編カリキュラム

28.9.16

月別	回目	日程		内 容	ね ら い	実習体制	会場	
9月	1	9/16	金	9:30~10:00	オリエンテーション	今後の実務編の進め方	全体研修	8F
				10:00~12:00	実習ケースの理解・実習同行の諸注意	ケース状況の理解		
	2	9/30	金	10:00~12:00	区福祉行政の理解（区の事業説明、SW・CWの役割と業務内容等）	区の理解	全体研修	901・902
10月	3	10/4	火	9:45~12:00	後見人の事務手続きの留意点	後見業務の理解	全体研修	横浜家裁 ※JR石川町駅 集合
	4	10/13	木	10:00~12:00	消費者保護	消費生活トラブル解決方法の理解	全体研修	901・902
	5	※			区社協の取り組み（区社協の概要、地区社協やボランティアグループなどの活動内容や役割等）	区社協の理解	7区	
	6				体験実習(ケース同行訪問)	後見人の後見業務同行		
11月	7	※			区成年後見サポートネット参加(分科会)	関係機関の理解・ネットワーク(事例検討・情報交換等)	7区	
	8				体験実習(ケース同行訪問)	後見人の後見業務同行		
	9	11/11	金	10:00~12:00	市民後見ハンドブックの説明	後見業務の理解	全体研修	901・902
12月	10	12/20	火	10:00~12:00	実務編振り返り①	各自の振り返りと全体で共有	全体研修	901・902
	11				体験実習(ケース同行訪問)	後見人の後見業務同行		
1月	12	1/13	金	10:00~12:00	ケースカンファレンス参加	被後見人の支援計画見直し	全体研修	8A・8B
	13				体験実習(ケース同行訪問)	後見人の後見業務同行		
2月	14	2/7	火	13:30~15:30	後見事務計画・報告、財産目録作成	後見業務の理解	全体研修	901・902
	15				体験実習(ケース同行訪問)	後見人の後見業務同行		
	16	2/23	木	13:30~15:30	確定申告や県市民税申告等の基礎	税務手続きの理解	全体研修	901・902
3月	17	3/16	木	9:30~10:30	実務編振り返り②	実務編のまとめ	全体研修	901・902
				10:30~11:30	修了式	-		

11 ~ 2 月	18	調整中 平日の日中	体験実習(地区社協が実施する地域福祉活動)	地区社協の理解	7区	
	19		体験実習(ボランティア団体が実施する地域福祉活動)	ボランティア活動の理解	7区	
	20		体験実習(知的障害関係施設)	知的障害の理解	7区	
	21		体験実習(精神障害関係施設)	精神障害の理解	7区	

受任調整の流れ



No.

市民後見人受任調整案件確認票

関係機関名: _____ 記入者: _____ 平成 年 月 日

この資料は、事務局会議用です。

以下の項目で該当する場合には、確認欄に「レ」を記入ください。

	【基本要件】(以下の項目すべてに該当すること)	確認欄
①	主に身上監護面で支援が必要である。 (地域で安心して生活できるよう、きめ細かい本人の見守りや迅速な対応及び契約による福祉サービスなどの支援を要する)	
②	本人を身近で支援する家族や親族等がなく、相続関係等の紛争性やトラブルがない。 または、親族がいるが市民後見人の利用を希望している。	
③	多額の資産を有していない。 (成年後見制度利用支援事業の対象となる程度の資産を想定) 【参考】利用支援事業資産基準:いずれも満たす方 ※1人世帯の場合 収入見込み額(年間)150万円以下、資産基準350万円以下 収支状況を加味して検討する。	
④	法的な手続き(相続、債務整理等)が終了している、又は今後必要としていない。	
⑤	区役所や地域包括支援センターの関わりがあり、福祉サービスを利用している。 又は、今後福祉サービスを利用する調整が済んでいる。	
⑥	その他の紛争性やトラブルなどがない。	

<参考1>

市民後見人活動支援の内容について

【 活動支援 】

受任直後(受任～概ね3か月)の支援内容		支援機関	支援内容	具体例
社会福祉協議会	市あんしんセンター		ケースカンファレンスの開催	ケースカンファレンスでの検討項目の検討など、ケースカンファレンスの実施に係る支援
			財産引受け支援	引き受け財産の内容を一緒に確認
			後見事務計画、財産目録の確認	家庭裁判所へ提出する後見事務計画、及び財産目録の内容の確認
			定期面談	受任直後の各種手続き等について助言(1か月に1回程度)
受任後の継続支援内容				
		支援機関	支援内容	具体例
社会福祉協議会	市あんしんセンター		定期面談	日々の活動記録を確認し、必要に応じて助言(3か月に1回程度)
			各種手続きへの助言	銀行への代理人届や年金、介護保険サービス等の各種手続きへの助言
			報告書類の確認	家庭裁判所へ提出する後見事務報告、財産目録の確認
			サポートネットでの支援	各区で実施する成年後見サポートネットの企画等の相談
		夜間休日の対応	夜間休日の緊急対応時(入院手続きや徘徊等による失踪など)の相談	
	区社協		インフォーマルサービスの情報提供	ボランティアグループ(配食サービス、サロンなど)等のインフォーマルサービスの情報提供
			地域支援者との連携支援	民生委員、自治会、地区社協等の地域支援者との連携のための相談情報提供
			区社協事業の紹介	区社協で実施している事業(送迎サービス、ボランティアセンター等)の相談情報提供
		サポートネットでの支援	各区で実施する成年後見サポートネットの企画等の相談	
		各種手続きへの助言	銀行への代理人届や年金、介護保険サービス等の各種手続きへの助言	
専門職団体		サポートネット等を通じた支援	各区で実施する成年後見サポートネット、及び各区で実施予定の自主勉強会等で、成年後見制度全般についての助言や意見交換	
		法律的相談	法律的な対応(訴訟・相続の手続き等)があった際に助言情報提供 ※市社協を経由し相談	
区役所		福祉保健に関する相談	福祉保健全般(高齢・障害・こども・生活保護等)についての相談	
		(区長申立て事案において)ケースカンファレンスの開催	ケースカンファレンスを主催し、情報共有や支援方針の検討	
		被後見人死亡後の対応	被後見人が死亡後、引渡し先の無い場合の財産引き受けの相談	
		サポートネットでの支援	各区で実施する成年後見サポートネットの開催	
(地域ケアプラザ) センター		地域支援者との連携支援	民生委員、自治会、地区社協等の地域支援者との連携のための相談情報提供	
		サポートネットでの支援	サポートネットを通じ、成年後見制度全般についての助言意見交換	
		福祉保健に関する相談	福祉保健全般(高齢・障害・こども等)についての相談	
		インフォーマルサービスの情報提供	ボランティアグループ(配食サービス、サロンなど)等のインフォーマルサービスの情報提供	

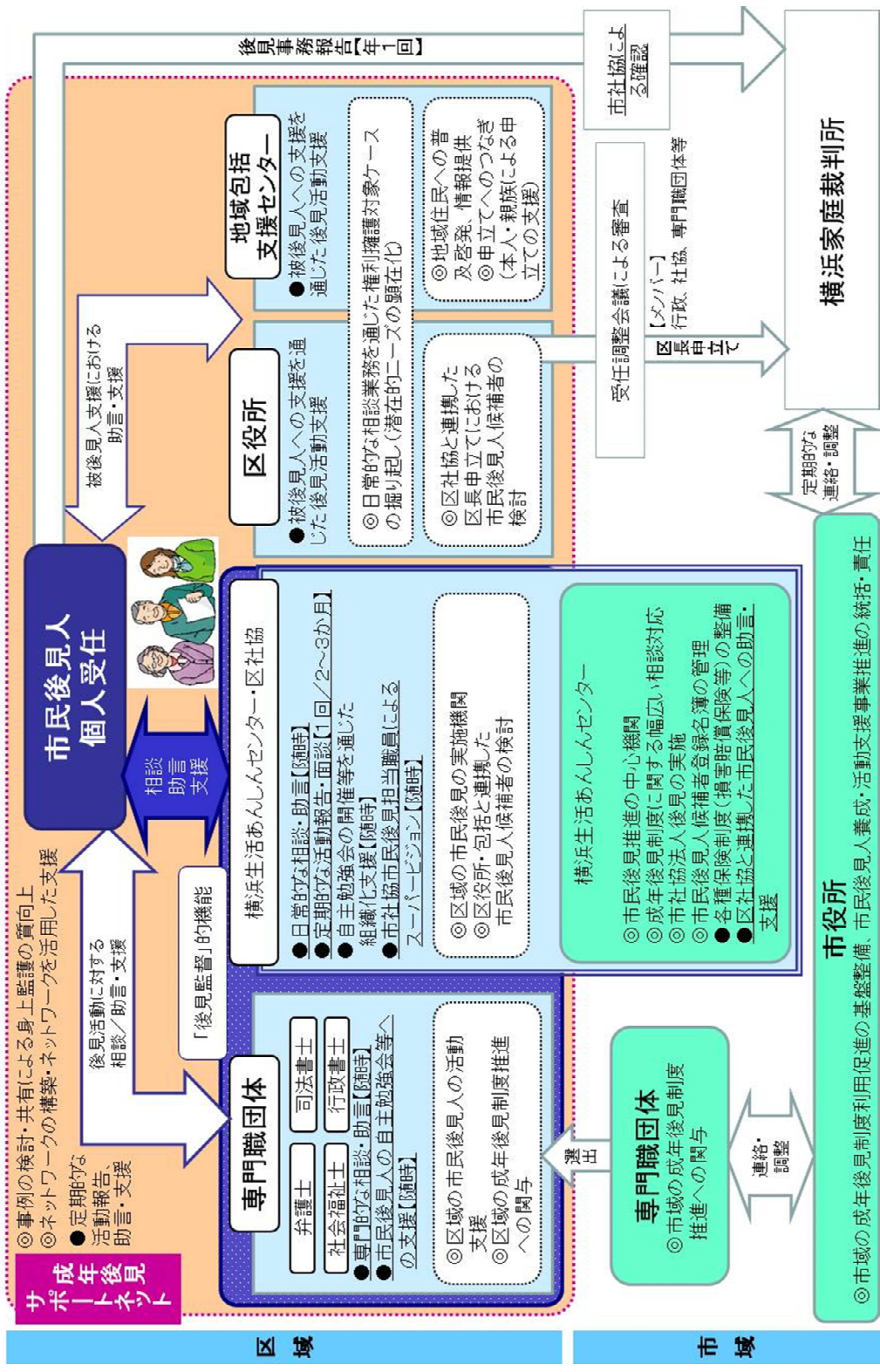
【 スキルアップ 】

会議名		参加者・内容		
サポートネット	全体会	参加者	専門職、区役所、区社協、地域包括支援センター(地域ケアプラザ)、市民後見人受任者及び候補者、地域関係者	
		内容	事例検討、情報交換、地域状況の共有、区域での権利擁護の推進	
	分科会	参加者	市民後見人受任者及び候補者、専門職、区役所、区社協、地域包括支援センター(地域ケアプラザ)、地域関係者	
		内容	市民後見人間での情報交換、受任ケースを切り口とした事例検討等	
勉強会	市あんしんセンター	参加者	市民後見人受任者及び候補者	
		内容	市民後見人受任者及び候補者が、継続的に倫理や行動規範を確認 他都市で活動している市民後見人との交流研修	
定期面談	市あんしんセンター	参加者	市民後見人候補者 ※市民後見人受任者は、別途、定期面談を実施。	
		内容	候補者状況確認 (スキル、モチベーション、「横浜市市民後見人バンク」登録内容の変更の有無 等)	
勉強会	自主	参加者	市民後見人受任者及び候補者	
		内容	後見業務の理解、対象者理解、事例検討等	

市民後見人への重層的な活動支援体制イメージ

○市・区社協、専門職団体による「後見監督」的機能に加え、区役所、地域包括支援センターによる側面的支援及び成年後見サポートネットワークによる関係機関・団体のネットワークを活用した支援により市民後見人の「質」の維持、向上をはかる

◎：役割 ●：支援内容 下線：「後見監督」的機能



〈参考2〉

川崎市における市民後見人の養成について

1 川崎市における成年後見制度をはじめとする権利擁護事業に関する推移

【1】成年後見制度

平成12年4月1日の介護保険法施行に合わせて民法が改正され、従来の禁治産制度が廃止となり、新たに認知症、知的障害、精神障害などの理由により、判断能力が不十分な方の財産や権利を保護し、生活を支援することを目的とした成年後見制度が創設されました。判断能力が不十分な方には、申立てにより、その判断力の程度によって、成年後見人、保佐人又は補助人がつくこととなりました。

本人に成年後見等が必要な状態になった場合、本人、配偶者、四親等内の親族等の申立人が家庭裁判所に後見等開始の審判の申立てを行い、**家庭裁判所が本人の状態を調査した上で成年後見人等を決定します**。申立人は、申立ての際に、成年後見人等の候補者を推薦することができます。

- 【主な支援内容】
- ① 預貯金通帳や有価証券などの財産保管
 - ② 生活費の出金や、医療・介護費用の支払などの金銭管理
 - ③ 介護保険や障害者制度のサービス契約、入院の契約
 - ④ 借家の契約や自宅の保全などの住居の確保
 - ⑤ 相続や不動産の処分などの法的手続 など

【2】川崎市における成年後見制度をはじめとする権利擁護事業に関する推移

- 成年後見制度については、旧川崎市在宅福祉公社において、制度創設と同時に利用に向けた相談・支援を実施し、法人後見の受任については、平成13年4月から実施してきました。
- 平成18年度からは、川崎市在宅福祉公社と川崎市社会福祉協議会の統合を契機として、川崎市社会福祉協議会が権利擁護を担う機関として、「川崎市あんしんセンター」を設置し、成年後見制度の利用支援と、地域福祉権利擁護事業の一体的な実施を図っています。
- 平成20年度から、各区にあんしんセンターを展開することで、地域福祉権利擁護事業から改称された「日常生活自立支援事業」の運営や、成年後見制度の相談窓口としてきめ細やかな対応を行ってきました。

日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）とは・・・
 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもので、都道府県・指定都市社協が実施主体となっています。契約に基づいた事業であり、本人に契約能力がない場合は利用できず、成年後見制度の利用が必要になります。

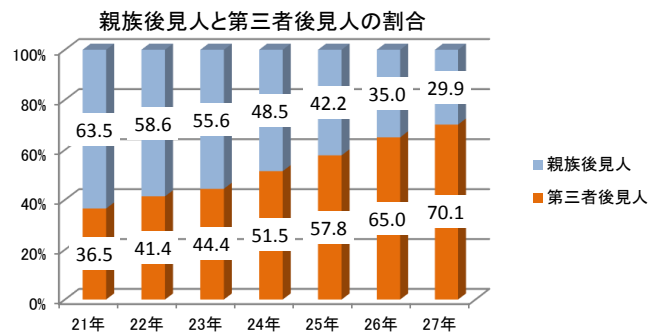
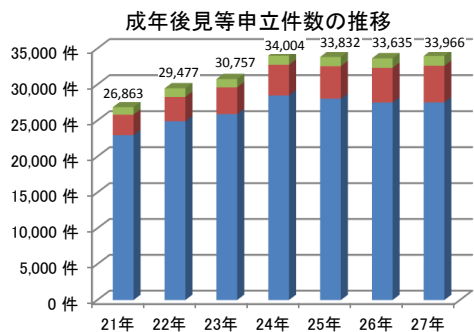
2 成年後見の現状

【1】認知症高齢者・知的障害者・精神障害者の人数（川崎市）

平成27年の認知症高齢者数の推計値は約29,900人、平成37年には43,600人と、今後も増加が見込まれています。また、平成28年3月末現在の知的障害者数は8,883人、精神障害者数は10,567人で、今後も当分の間は増え続けていくものと考えられます。

【2】申立件数と第三者後見人の割合の推移（全国）

成年後見、保佐、補助の申立件数の合計は年々増加しています。
 また、成年後見人等には親族が就任する**親族後見人**と、弁護士や社会福祉士等、原則として報酬を得て後見の業務を行う専門職の**第三者後見人**があり、第三者後見人の割合が徐々に増加しています。



出典：最高裁判所「成年後見関係事件の概況」

【3】成年後見市長申立

後見等開始の家庭裁判所への申立ては、通常、本人、配偶者、四親等内の親族等が行います。しかし、本人が不可能な場合や親族等がない又は関わりを拒否している場合には、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により、市町村長が申立てできることが定められており、申立て件数は増加傾向にあります。

年度別市長申立件数

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	合計
高齢者	2	12	17	11	26	23	30	35	57	46	66	77	77	89	67	635
障害者	1	4	3	4	9	6	18	9	14	19	7	13	10	13	15	145

3 市民後見人の必要性

<市民後見人養成の施策上の位置付け>

- 「第6期計画・かわさきいきいき長寿プラン」⇒「施策Ⅳ 認知症高齢者施策の充実」
「第4次かわさきノーマライゼーションプラン」⇒「基本理念2 地域でふれあい、支え合い」

- 認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の利用も今後ますます増加します。
○将来的には、親族後見人、専門職の第三者後見人のほかに、専門職以外の第三者後見人が必要となります。
○高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる、「地域居住の実現」を推進していくために、身近な地域福祉の担い手による成年後見制度の活用を図っていく必要があります。

市民後見人の養成

市民後見人とは・・・

成年後見人等として家庭裁判所から選任された一般市民のことであり、専門組織によるバックアップを受けながら、市民としての特性を活かした後見等の活動を地域において展開する権利擁護の担い手です。

4 川崎市における市民後見人の役割

- 本市においては、市民によるボランティア活動が活発であるという地域性を活かし、当面の間は、**ボランティア的要素の位置付けが強い、社会貢献型**の市民後見人を養成します。
○将来的には、専門職後見人と並び自立した活動が担えるような市民後見人を養成します。

市民後見人の対象とするべき主な事案

- ①被後見人が市内在住である、又は今後市内に戻る予定である
- ②財産をめぐるトラブル（遺産相続、債務整理、経済的虐待）がない
- ③管理すべき財産が多額でない
- ④身上監護が困難でない
- ⑤施設・グループホーム入所（入居）している、又は今後入所・入居する見込みである
- ⑥適任の親族後見人候補者の不在

社会貢献型の市民後見人

- ・弁護士や司法書士などの資格は持たないが、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた第三者後見人等の候補者。
- ・推進機関のバックアップの下、手厚い見守りや、頻回な訪問による日常生活の支援等の身上監護を中心とします。
- ・原則として、川崎市内に居住する市民の方とします。
- ・市長申立の際、成年後見人等候補者として推薦します。
- ・報酬付与の審判申立を行わないことを前提とします。

市民後見人の将来像

- ・誰もが安心して成年後見制度を利用できるよう、専門職後見人と並び、自立した活動を行う市民後見人。
- ・専門職後見人が受任している案件のうち、虐待終了ケースなど、専門性が低くなった案件について、専門職から引き継いで受任します。
- ・市長申立案件以外についても受任します。

5 事業実施方法

【1】本市の役割

成年後見人等の選任は家庭裁判所の専権事項であるため、本市では、家庭裁判所の信頼を得られる市民後見人（成年後見人等候補者）を養成するための研修カリキュラムづくりや推進機関の設置等を行います。

【2】研修カリキュラム

研修カリキュラムについては、平成24年3月27日付け事務連絡にて国が示した、「市民後見人養成のための基本カリキュラム」を元に作成します。

【3】推進機関の設置

- (1) 目的 市民後見人の養成、登録、管理、支援等を一貫して行う。
- (2) 事業内容
 - ・市民後見人養成のための研修の実施
 - ・市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
 - ・市民後見人の適正な活動のための支援
 - ・その他、市民後見人の活動の推進に関する事業
- (3) 委託先 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

川崎市市民後見人サポート体制

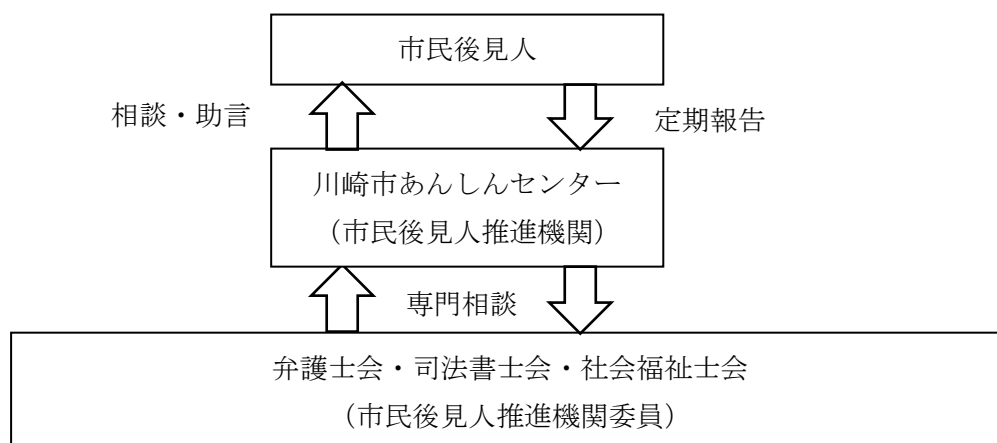
平成 27 年 4 月以降、川崎市の各区長申立案件の中でふさわしい案件があった場合、川崎市市民後見人推進機関の中の「受任調整会議」で市民後見人候補者を決定する。その候補者が家庭裁判所で後見人（保佐人、補助人）に決定した以降のサポート体制については以下の通りとする。

○受任後のサポート

- ・ 事務計画書、財産目録の作成援助（1ヶ月以内）
 - ・ ケース引継カンファレンスへの同行
 - ・ 市民後見人損害保険への加入手続き
 - ・ 市民後見人活動費の交付
 - ・ 収支状況含む活動記録の確認（最初の半年間は3ヶ月後、以降半年ごと）
 - ・ 専門職（市民後見人推進委員会委員）の専門相談（年2回）
- ・ 研修会の実施（年2回） ※市民後見人バンク登録者が対象

※専門相談 市民後見人受任者が対象。

市民後見人推進委員会開催時にあわせて、各士会から推薦された委員3名が担当制をとり、市民後見人の活動内容の報告や相談を受け、個別にアドバイスをおこなう。開催は年2回で1回1名につき20分程度。あんしんセンター職員も同席。

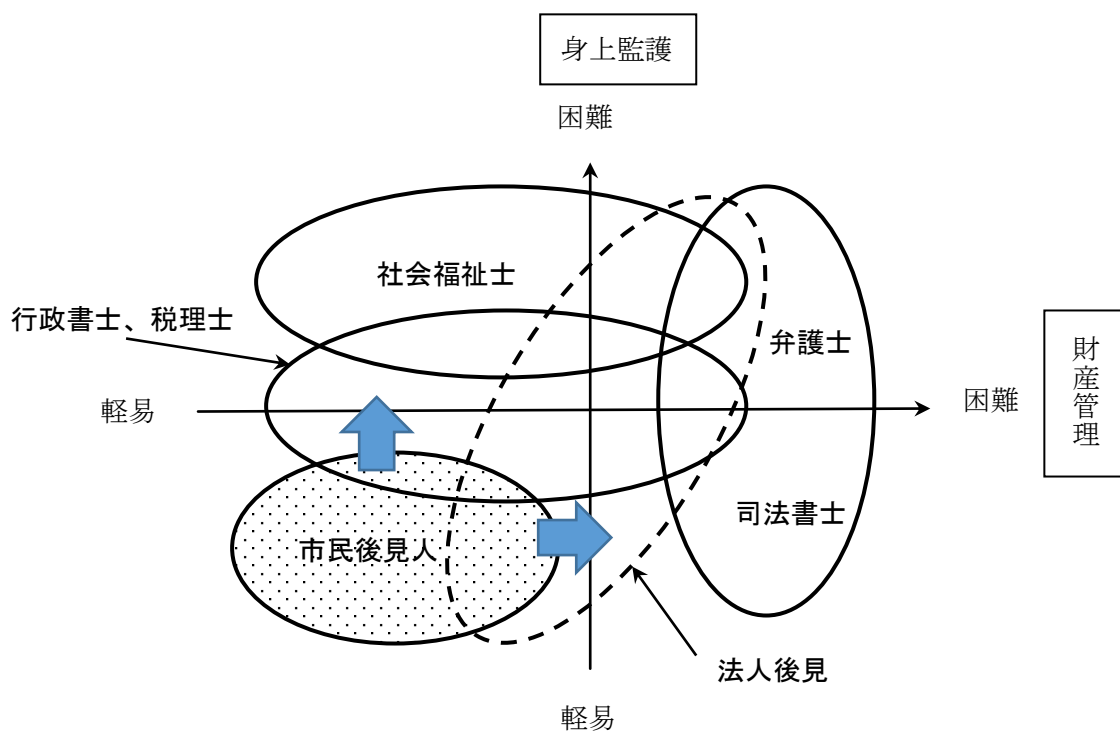


○市民後見人受任案件のガイドライン

・川崎市長申立案件で、本人に関する要件が下記の①～⑤すべてにあてはまる方

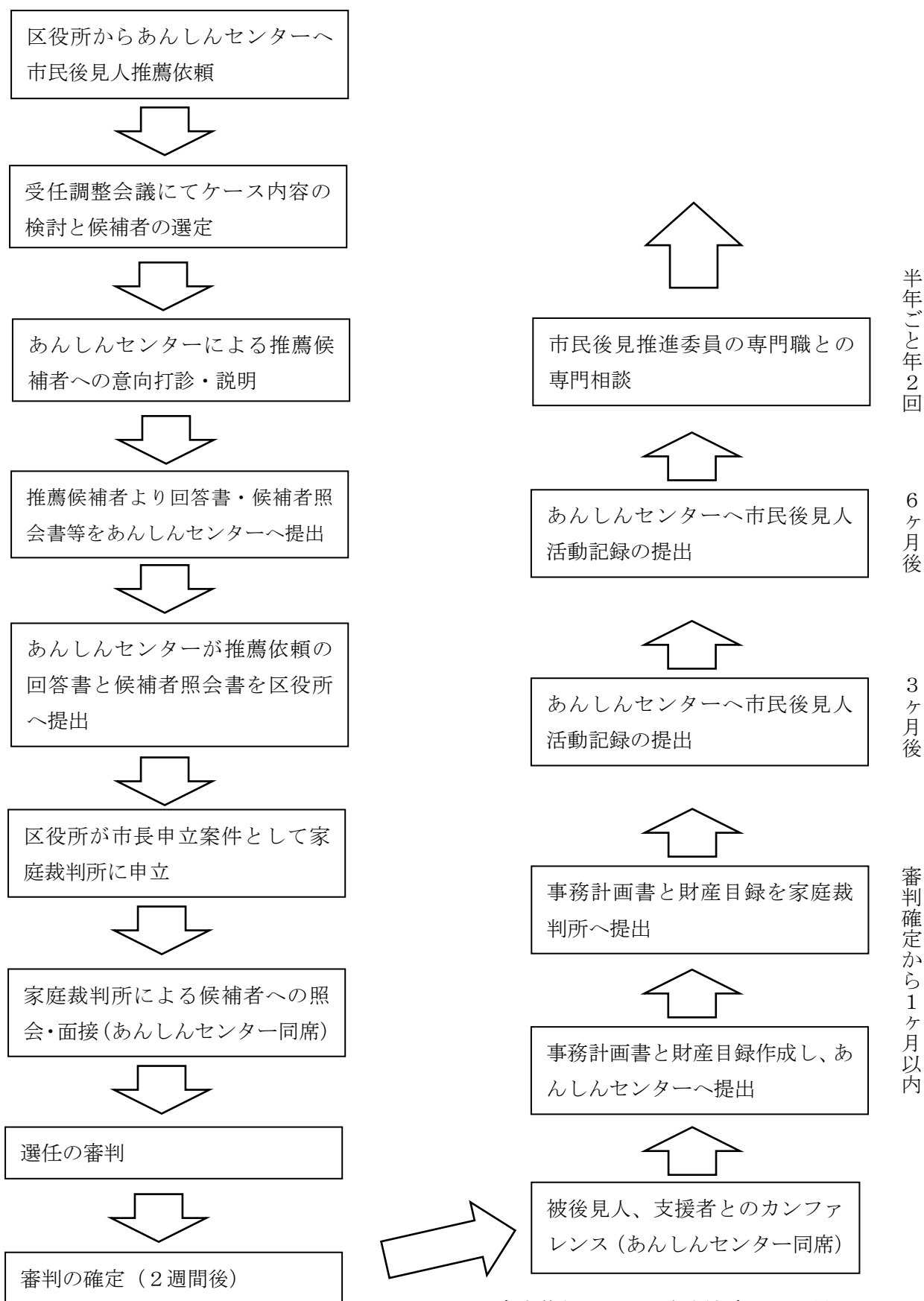
- ① 川崎市民である方
- ② 施設入所している、または入所目前（4ヶ月程度）である方
- ③ 管理すべき財産が多額でない方
- ④ 身上監護が困難でない方（施設や近隣等でのトラブルがない方、または起こす心配のない方）
- ⑤ 推定相続人がいない、または推定相続人はいるが親族と財産等をめぐる紛争やトラブルがない方）

○市民後見人と専門職後見人の関係のイメージ図



市民後見人の受任案件は、当面は財産管理、身上監護ともに軽易な案件とする。
居所は施設入所中または入所目前の方が対象だが、将来的には拡大も。

○市民後見人受任から活動開始までの流れ



半年ごと年2回

6ヶ月後

3ヶ月後

審判確定から1ヶ月以内

- ・家庭裁判所による東京法務局への嘱託の登記
- ・登記完了後に家庭裁判所より通知

川崎市市民後見人推進事業実施要綱

平成25年4月1日 25川健地推第623号市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等（以下「認知症高齢者等」という。）が民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見制度を円滑に利用することにより、認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らす「地域居住の実現」を推進していくために、市民の立場で、身近な所から認知症高齢者等を支え、財産管理、身上監護等の後見、保佐又は補助（以下「後見等」という。）の活動を担う者（以下「市民後見人」という。）を養成すること、及び市民後見人が適切な後見等の活動を行えるよう支援する体制を整備することを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、川崎市（以下「市」という。）とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる団体に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

(事業内容)

第3条 市は、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 市民後見人養成のための研修
- (2) 前号の研修の修了者に対する、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）候補者としての名簿への登録、管理
- (3) 市民後見人の資質の向上を図るための、研修会や交流会等を通じた継続的なフォローアップ
- (4) 後見人等の候補者としての市民後見人の推薦
- (5) 家庭裁判所からの依頼に基づく市民後見人の受任調整
- (6) 後見人等として選任された市民後見人が、適正な後見等の活動を行うための、相談、研修、活動内容のチェック、助言等の支援
- (7) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業

(推進機関の設置)

第4条 市は前条の事業の実施にあたり、市民後見人の養成、管理、支援等を一貫して行う、「市民後見人推進機関」を設置する。

(関係機関との連携)

第5条 事業の実施にあたっては、成年後見制度の推進を図っている、「川崎市成年後見制度連絡会」等の関係団体との連携を図るものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めのない事項については、別途、健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会
市民後見人推進機関設置運営要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、川崎市市民後見人推進事業に基づき、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会市民後見人推進機関（以下「推進機関」という。）の設置、運営に関し、必要な事項を定める。

(事業)

第2条 推進機関は次の事業を行う。

- (1) 市民後見人推進委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営
- (2) 市民後見人受任調整会議（以下「受任調整会議」という。）の設置、運営
- (3) 市民後見人養成及び研修事業
- (4) 市民後見人の登録事務
- (5) 市民後見人の活動にかかる事務
- (6) 市民後見人相談事業
- (7) その他必要な事業

(委員会)

第3条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 市民後見人の養成、育成、活動支援に関すること
- (2) 受任調整会議の報告に関すること
- (3) 市民後見人の専門相談に関すること
- (4) その他、市民後見人事業の推進に関すること

2 委員会は、次に掲げる団体等をもって構成し、川崎市あんしんセンター担当理事（以下「担当理事」という。）が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 司法書士
- (3) 社会福祉士
- (4) 川崎市
- (5) 川崎市あんしんセンター業務監督審査会委員長

3 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置くものとし、委員長及び副委員長は委員の互選とする。

5 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

6 委員長は、委員会を代表し、会務を統括し、委員長に事故あるときは副委員長が代理する。

7 委員会は、概ね年3回開催する。

8 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び委員会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

9 委員会の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

10 委員のうち、弁護士、司法書士、社会福祉士及び川崎市あんしんセンター業務監督審査会委員長については、川崎市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の「委員会並びに会議等における委員等の報酬額に関する要綱」に準じて報酬を支払うこととする。

(受任調整会議)

第4条 受任調整会議は、市民後見人候補者推薦依頼書に基づき、川崎市及び川崎市あんしんセンター所長または川崎市あんしんセンター業務監督審査会委員長が協議し、市民後見人候補者の推薦を行うものとする。

2 受任調整会議は、必要に応じ随時開催するものとする。

3 会議の構成員のうち、川崎市あんしんセンター業務監督審査会委員長については、本会の「委員会並びに会議等における委員等の報酬額に関する要綱」に準じて報酬を支払うこととする。

(庶務)

第5条 推進機関の庶務は、川崎市あんしんセンターにおいて処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は担当理事が別に定める。

附則

1 この要綱は平成27年4月1日より施行する。

足立区社会福祉協議会による成年後見制度推進に向けた取り組み状況

1 権利擁護・成年後見制度をめぐる動向

認知症高齢者の増加や障がい者の親亡き後問題など、増大する権利擁護や成年後見制度利用ニーズへの対応を視野に入れ、本人が暮らす地域を基盤に、分野や制度を横断しての権利擁護の総合的な推進への取り組みが強く求められている。地域を基盤とする権利擁護とは、換言すれば「権利擁護」と「地域福祉」の一体的な取り組みと言える。

国は、成年後見制度の利用支援を進める新たな方策として、今年5月に成年後見制度利用促進法を施行し、多様な後見人の確保に向け、「市民後見人」養成を市区町村で取り組むことを推進している。最高裁判所の成年後見関係事件の概況によると、平成24年に、制度開始以来初めて「親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたもの」が「親族が成年後見人等に選任されたもの」を上回った。今後の潜在的な需要予測を考えると、第三者後見人のニーズが急速に高まっていることは明白であり、市民後見人の養成拡大は急務の課題といえる。

2 足立区のあだち区民後見人活用の現状と課題及び懸案事項

平成17年度より東京都の成年後見活用あんしん生活創造事業により足立区はあだち区民後見人を養成してきた。平成28年度8月末現在、あだち区民後見人登録者（卒業生含む）は27名、うち後見受任者は16名、後見受任延べ件数は21件となっている。あだち区民後見人登録者の平均年齢は、62歳である。

以上のことから、2つの課題が挙げられる。一つ目は、養成研修（1年間）を修了しても、約半数が受任に繋がっていないことである。受任に繋がらない理由の主は、後見人の役割を知れば知るほど、単独で受任するには荷が重すぎるというものである。もう一つは、東京家庭裁判所は後見人としての適正年齢を70歳までとしているため、養成研修後の受任可能期間が短いことである。

年 度	H19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24
後見登録者	女性	女性 女性	女性 女性	女性 女性	女性 男性	男性 男性 女性 女性
後見登録者数	1	2	2	2	2	4
受任者(背景色)	1	0	1	2	2	1
延べ受任件数	2	0	1	4	3	1

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	合計
後見登録者	女性 女性 女性	女性 女性 女性	女性 男性 女性 男性 女性	男性 女性 女性	男性 男性 女性 男性 女性 女性	
後見登録者数	3	3	5	3		27
受任者(背景色)	2	0	4	3		16
延べ受任件数	2	0	5	3		21

3 足立社協が法人後見に取り組むことにより期待できる効果と懸案事項

- 1) 公共的組織で継続性があるため、長期継続性のある事案に対応できる。
- 2) これまで築いてきた行政や関係機関及び専門職などとのネットワークを活用することで、困難な支援においても連携協働性を発揮できる。
- 3) 養成修了者で単独受任に自信がない場合、法人後見支援員としての活躍の場が提供でき、養成修了者を有効的に活用できる。
- 4) 市民後見人が70歳を超えても、その後は法人後見支援員としての活躍の場を提供できる。
- 5) 法人後見の経験やノウハウを他の団体や NPO 法人に伝授することにより、新たな社会資源開拓に貢献できる。
- 6) 地域福祉権利擁護事業及び高齢者あんしん生活支援事業と成年後見制度を切れ目ない支援体制のもとで展開し、持続的な権利擁護支援体制をはかっていくことができる。
- 7) 法人後見業務を通して、地域支えあい支援員と協働し、地域社会において必要な支援や見守り体制をつくることができる。
- 8) 区民である市民後見人を法人後見支援員として活用することにより、「権利擁護」を地域に根づかせる種まきとなる。
- 9) 人事異動による質の格差
- 10) 責任所在の曖昧さ

足立区社会貢献型後見人養成研修カリキュラム

時間及び場所		時間配分	科目	内容	講師
1日目 (5/11)	12:45～ 13:15 足立区役 所13階	0.5	開会挨拶		
			オリエンテーション	講座受講についての留意事項、事務連絡等	
	13:30～ 16:30 足立区役 所13階	3	成年後見制度の基本的理念と概要	成年後見制度の存在意義、制度について学ぶ	弁護士
2日目 (5/12)	9:30～ 10:50 202会議 室	1	障害の理解と対象者理解① (知的障害)	知的障がい者と接する上で必要なコミュニケーション等について学ぶ	足立区職員 当事者の会
	11:00～ 11:50 202会議 室	1	障害の理解と対象者理解② (精神障害)	精神障がい者と接する上で必要なコミュニケーション等について学ぶ	都精神福祉保健センター 精神科医
	13:00～ 14:00 202会議 室	1	障害の理解と対象者理解③ (認知症) 認知症サポーター養成講座	認知症高齢者と接する上で必要なコミュニケーション等について学ぶ	社協職員
3日目 (5/18)	9:00～ 10:50 202会議 室	2	本人を支える福祉サービス と社会資源① (高齢者)	介護保険制度についての概要(保険の仕組みや利用可能なサービス)について学ぶ	社協職員
	11:00～ 11:50 202会議 室	1	本人を支える福祉サービス と社会資源② (障がい者)	障がい者制度についての概要(利用可能なサービス)について学ぶ	足立区職員
	13:00～ 15:00 202会議 室	2	社会保険制度	年金、公的医療制度などの制度内容について学ぶ	社会保険労務士
4日目 (5/19)	9:00～ 12:00 202会議 室	3	支援のための法律知識	契約・遺言・相続、消費者被害等の法律知識について学ぶ	弁護士
	13:00～ 15:00 202会議 室	2	後見人の実務等	活動時・終了時に必要な書類・記載方法、医療同意、死後事務について学ぶ	司法書士
5日目 (5/25)	10:00～ 12:00 202会議 室	2	対人援助演習	対人援助の基礎知識としてカウンセリングや面接技法などを学ぶ	社協職員
	13:00～ 13:50 202会議 室	1	社会貢献型後見人の 実践報告	現在受任している社会貢献型後見人の方から報告	社会貢献型後見人
	14:00～ 15:00 202会議 室	1	社会貢献型後見人登録選考について	後見人になるにあたっての留意事項および心構えについて	社協職員
申込説明と選考について				足立区職員、社協職員	

基礎研修

社会福祉法人足立区社会福祉協議会成年後見制度支援事業
あだち区民後見人後見監督人業務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人足立区社会福祉協議会（以下「社協」という。）が成年後見制度におけるあだち区民後見人の成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「監督人等」という。）を受任するにあたり、監督人等の業務（以下「本業務」という。）の運営に関する基本事項を定めることを目的とする。

(受任の要件)

第2条 社協は、次の各号のいずれにも該当する成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「被後見人等」という。）について、監督人等を受任することができる。

- (1) 被後見人等の住所又は、居所が足立区内にあること。
- (2) 社協が監督人等の受任することが、被後見人等の福祉を図るため特に必要かつ適正であること。
- (3) 成年後見人、保佐人または補助人（以下「後見人等」という）について区にあだち区民後見人として登録した者が受任したケースであること。

2 社協は受任の可否について決定し、その決定について事後に足立区成年後見審判区長申立て等審査会（以下「区長申立て等審査会」という。）へ報告する。

(監督業務)

第3条 本業務の内容は次の各号に定める。

- (1) 必要に応じて、後見人等に対して被後見人等に関する事務（以下「後見事務」という。）の報告及び財産目録の提出を求め、被後見人等の意向、心身の状態、財産状況に鑑み、適正に後見事務が行われるよう監督を行うこと。
- (2) 後見人等から後見事務に関する相談があったときは、必要な支援を行うこと。
- (3) 後見人等が欠けた場合は、その後任選出の審判を東京家庭裁判所（以下「家裁」という）に申立て、その間の後見事務を行うこと。
- (4) 後見人等と被後見人等との利益が相反する行為について被後見人等を代理すること。
- (5) 後見人等に不正な行為や後見の任務に適しない事由があると認めるときは、後見人等の解任の審判を家裁に申立てること。
- (6) 家裁から求めがあったときは、後見事務及び本業務に関する事項について速やかに報告すること。

(活動報告等)

第4条 社協は監督を受けた後見人等に対し、3か月に1度以上活動記録等を提出させる。

(報酬付与の審判の申立)

第5条 社協は、監督人等の報酬について、報酬付与の審判を申立てる。

但し、審判後、被後見人等が監督報酬を負担することにより生活が困窮することが見込まれる者には後見人等と監督人等が協議の上、所管部長の決定をもってその請求権を放棄することができる。

2 前記生活が困窮することが見込まれる者とは、年間報告の際に提出する被後見人等の財産目録の預金の総額が125万円以下の者をいう。

(辞任)

第6条 社協は、被後見人等又は後見人等が遠方に転出し、又はその他特別な事情により本業務を処理することが困難になった場合、監督人等の辞任を家裁に申立てるものとする。

(業務の終了)

第7条 社協は、被後見人等の死亡又は前条に定める事由により本業務が終了したときは、区長申立て審査会等へ報告するものとする。

(損害の賠償)

第8条 社協はあだち区民後見人が故意又は重大な過失により社協又は被後見人等に損害を及ぼしたとき、あだち区民後見人に損害の全部又は一部を賠償させることができる。

2 あだち区民後見人が本業務を遂行するにあたり被後見人等に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合、又は偶然な事故により傷害事故が発生した場合の補償のために、社協はあだち区民後見人を「社会貢献型後見人に係る損害保険」に加入させる。保険費用については区が負担する。

3 補償金額については、別表に定める。

(秘密保持および個人情報の保護)

第9条 社協は、本業務で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、個人情報に係る事項の取り扱いについては、社会福祉法人足立区社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、適正に管理、保護を行わなければならない。

(その他の事項)

第10条 この要領に定める事項以外に必要かつ重大な事項が生じたときは、社協会長が別に定めることができる。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第8条第3項関係)

社会貢献型後見人に係る損害賠償

(賠償責任保険)

保 険 内 容	補 償 限 度 額	補 償 内 容
対人・対物 賠 償	対人 1名／1億円 1事故／2億円 対物 1億円 (免責金額1千円)	後見業務活動中、被後見人や第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負うことによる損害を補償する。
純粋経済損害	1事故 200万円 1期間1,000万円 (免責金額1万円)	被後見人に対して与えた経済損害を補償する。
名誉毀損	1名 100万円 期間中1,000万円 (免責金額1万円)	被後見人に対する名誉毀損・プライバシーの侵害によって法律上の賠償責任を負うことによる損害を補償する。

(傷害保険)

保 険 内 容	保 険 金 額	補 償 内 容
死亡保険金	600万円	偶然な事故によりケガをし、事故の日から180日以内に死亡された場合に支払う。
後遺障害保険金	死亡保険金の4～100%	偶然な事故によりケガをし、事故の日から180日以内にそのケガが原因で後遺障害が生じた場合に支払う。
入院保険金日額	4,000円	偶然な事故によりケガをし、入院した場合に支払う。事故の日から180日以内、180日限度
通院保険金日額	2,500円	偶然な事故によりケガをし、通院した場合に支払う。事故の日から180日以内、90日限度
手術保険金	入院保険金が支払われる事故で、その治療のための手術を受けた場合、入院保険金日額に手術に応じた倍率を乗じた額を支払う。	

(動産総合保険)

補償限度額	補 償 内 容
50万円	利用者から受託した貨紙幣を輸送中及び保管中に盗難等の事故が発生し被った損害を補償する。

社会福祉法人品川区社会福祉協議会 品川成年後見センター

◆◆ 品川らしい！後見活動等の概要 ◆◆

1. はじめに

品川成年後見センターは、成年後見活動による被後見人等利用者等の大切な財産を適正に管理するとともに、身上監護に重点をおき、利用者にとって最善の方策となるよう、重層的かつ柔軟に制度を活用し、本人の意思を尊重した品川らしい支援を目指しています。

2. これまでの経緯

- 平成7年 財産保全管理サービス実施
- 平成12～13年 品川区権利擁護のしくみづくりに関する検討委員会を設置
- 平成14年6月 品川区社会福祉協議会に「品川成年後見センター」を開設
 - ・施設入所者への権利擁護サービスをスタート
 - ・在宅者のモデルケースを選定し、実態に合わせた権利擁護しくみづくりを検証
- 平成15年3月 最終報告書作成
- 平成15年4月 品川成年後見センターの運営に関する規程を制定
- 品川成年後見センター運営委員会設置要綱を制定
- 本格実施
 - ・平成15年高齢者ケース受任
 - ・平成16年知的障害者ケース受任
 - ・平成18年精神障害者ケース受任
- 平成18年4月 品川成年後見センターの社会貢献型後見人等の登録・活動に関する取扱い基準を制定
- 市民後見人養成事業を開始(NPO法人市民後見人の会共催)
- 平成18年8月 品川成年後見センター支援員に関する要綱を制定
- 平成19年1月 成年後見人立上げの代理申請に係る基準についてを制定(代理申立開始/全国初)
- 平成20年 後見監督人受任
- 平成20年11月 成年後見人報酬等助成事業要綱を制定(平成21年4月報酬助成事業開始/全国初)
- 平成20年4月 品川区障害者に係る成年後見人等報酬助成事業実施要綱を品川区が制定
- 平成25年 市民後見人養成事業を開始(品川区共催)
- 平成26年4月 品川区市民後見人等の登録・活動に関する取扱基準を改正
- 平成27年12月 養玉院如来寺内に後見の墓である成魂碑を建立

3. 職員及び支援員数 (平成29年2月28日現在)

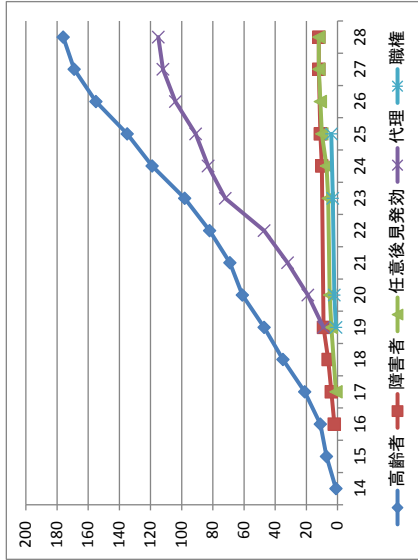
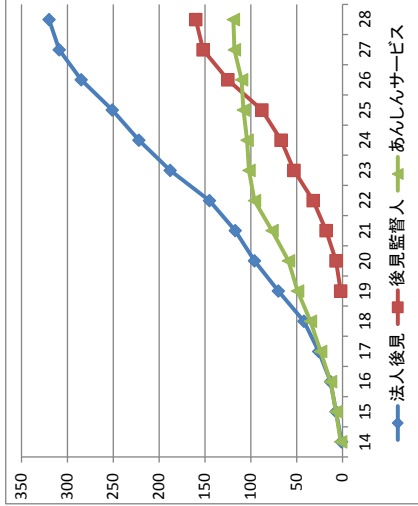
- 常勤職員 17名 (1)所長 1名
 (2)後見第一係 (係長1名、係員8名)
 (3)後見第二係 (係長1名、係員6名)
- 支援員登録数 91名

4. 主な事業

- (1)成年後見制度の利用に関する相談および手続き支援
- (2)法人後見人等の受任
- (3)法人後見監督人等の受任
- (4)あんしんサービス事業の実施
- (5)成年後見申立の代理申請
- (6)成年後見人報酬等助成事業の実施
- (7)市民後見人の養成
- (8)成年後見制度の普及・啓発

◆◆ 後見活動等の事業活動実績 ◆◆

※平成29年2月末現在



①法人後見活動状況

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
審判決定件数	1	6	4	13	16	28	26	21	28	43	34	29	34	25	24	334
高年齢	1	6	4	10	14	12	14	8	13	16	21	16	20	14	13	182
障害者	0	0	2	2	2	3	0	0	0	0	1	1	0	0	12	
任意後見	0	0	0	0	1	0	3	1	0	0	1	3	1	1	2	14
契約発効	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	4
家裁からの職権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
未成年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
代理申立	0	0	0	0	0	0	9	10	13	15	25	11	8	13	8	121

②市民後見人の後見監督活動状況

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
審判決定件数	0	0	0	0	0	2	5	11	14	21	14	21	37	27	21	173

③あんしんサービス契約 ※

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
契約件数	2	5	6	11	11	14	10	18	19	6	2	4	2	8	2	120

※あんしんサービス事業

身近に親族がいない高齢者や障害者に対して定期的に訪問し、日常生活の維持に必要な金銭管理や各種手続きの代行等を含む「あんしんサービス契約」と、将来の不安に備える「任意後見契約」、「公正証書遺言の作成」を組み合わせた3点セットでサービスを提供している。

<参考> 品川区統計 ※平成29年1月31日現在
 ・品川区の人口 382,761人
 ・高齢化率 21.12% (75歳以上 10.26%)

品川成年後見センター運営委員会設置要綱

平成 15 年 3 月 1 日制定

(設置)

第 1 条 品川区社会福祉協議会（以下「協議会」という。）における品川成年後見センターの業務の適正な運営を図るため、品川成年後見センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は次の通りとする。

- (1) 法人後見の受託等に係る適否に関する審議
- (2) 任意後見契約の締結に係る適否に関する審議
- (3) 任意後見監督人選任に係る手続き開始の適否に関する審議
- (4) 福祉サービス利用援助事業等の委任契約締結の適否に関する審議
- (5) 権利擁護サービス提供状況の監査
- (6) 従前の財産保全・管理サービスの特約付き契約に基づくサービス提供状況の監査
- (7) その他運営に関する重要な事項の検討

(組織)

第 3 条 委員会は、学識経験者、法律・医療・福祉関係者および行政関係者の中から協議会会長が委嘱する委員 1 2 名以内で組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長および副委員長の選任、権限)

第 5 条 委員長および副委員長は、委員の互選とする。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 委員長および副委員長ともに事故があるときは、あらかじめ委員長の指示する委員が委員長の職務を代理する。

(運営)

第 6 条 委員会は、協議会会長が招集する。

- 2 委員会は委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議の運営について必要な事項は、委員会に諮り委員長が定める。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、成年後見センターにおいて処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱の施行について必要な事項は、協議会会長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 15 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 「財産保全・管理サービス実施要綱（平成 7 年 8 月 29 日制定）」は廃止する。

品川区市民後見人等の登録・活動に関する取扱基準

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人品川区社会福祉協議会品川成年後見センター（以下、「センター」という。）が、品川区市民後見人登録名簿の別表第1および別表第2に登録した者に関して、東京家庭裁判所へ候補者として推薦等を行うにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

なお、品川区における市民後見人の範囲は次のとおりとする。

- ① 東京都後見人等養成事業実施要領（平成17年12月15日付17副保総企第655号）（以下、「都実施要領」という。）にもとづく、社会貢献型後見人等
- ② 品川区社会福祉協議会が後見監督を行うことを前提とし、品川区内で後見等の活動を行う特定非営利活動法人
- ③ 平成25年度からはじめた品川区市民後見人養成講座修了者

(登録)

第2条 センターは、次の者を後見活動メンバー（以下、「メンバー」という。）として登録する。登録の有効期限は、登録を行った年度の末日までとする。ただし、センターは、メンバーの意向を確認の上、登録を継続することができるものとする。

- ① 都実施要領3（7）にもとづき東京都の養成講習修了者
- ② 上記第1条②に規定している特定非営利活動法人の後見等担当者
- ③ 品川区市民後見人養成講座修了者

(メンバーの活動等)

第3条 センターは、前項により登録したメンバーに対して、センター支援員の活動を提供する。

- 2 センターは、前項により市民後見人の候補者となるために十分な経験を積み、かつ適性を有すると判断されるメンバーについて、品川区内において成年後見制度の申立てを行おうとする者に対し、後見人等候補者として品川区へ紹介、または東京家庭裁判所等へ推薦することができる。
- 3 センターは、第4条第2項によるものの他、必要に応じてメンバーから活動状況の報告を求めることができる。
- 4 センターは、第1項により活動を行い、または第2項により後見人となったメンバーに対して、必要な支援、助言、または指導を行う。

(メンバーの責務)

第4条 メンバーは、社会貢献を目指す市民後見人の趣旨と責務を踏まえ、それにふさわしい倫理観をもって誠実に活動および事務にあたらなければならない

ない。

- 2 前条第2項により後見人となったメンバーは、個人情報の保護に配慮した上で、定期的にその活動状況をセンターに報告するものとする。
- 3 メンバーは、正当な理由がある場合を除き、前条第3項によるセンターの求めに応じなければならず、また、同第4項によるセンターの指導に従わなければならない。
- 4 メンバーは、センターの許可を得ることなく、任意後見の契約を締結してはならない。
- 5 メンバーは、後見人候補者となるにあたっては、損害賠償保険に加入するものとする。

(登録の抹消)

- 第5条 第1条により登録を受けたメンバーは、いつでもその抹消を求めることができる。
- 2 センターはメンバーが前条に定める責務を果たさなかった場合には、必要な審査を行った上で、登録を抹消することができる。
 - 3 前2項により登録を抹消した場合において、その者が、第1条の①に該当しているときは、センターは、品川区を經由して東京都に遅滞なく報告するものとする。
その者が、第1条②および同条③に該当しているときは、センターは品川区に遅滞なく報告するものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第6条 センターおよびメンバーは、社会福祉法人品川区社会福祉協議会個人情報保護・情報公開規程の趣旨を踏まえ、成年後見の対象となる認知症高齢者等（以下、「利用者」という。）の特性を勘案した上で、利用者の個人情報の取扱いには細心の注意を払うものとする。ただし、個人情報の保護を優先とすることにより、かえって利用者本人の利益や安全が損なわれることのないよう、当該個人情報の取扱いの必要性、相当性を慎重に判断しなければならない。
- 2 センターは、メンバーの個人情報については、適切な方法で管理するとともに、事業の目的の範囲内で使用し、または外部提供することとするが、その際、メンバー本人に同意を得ることを原則とする。

付 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

平成18年4月1日から施行した「品川成年後見センターの社会貢献型後見人等の登録・活動に関する取扱い基準」については、この基準の施行をもって廃止する。

成年後見人報酬等助成事業要綱

平成20年11月28日 制定

平成29年 3月21日 改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、品川区社会福祉協議会が行う助成について定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成の対象者は、区民に対し成年後見等開始の審判がなされる場合及び成年後見等の開始以降において次のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該成年後見等開始の審判の申立に要する費用(以下「申立費用」という。)、又は成年後見人、保佐人若しくは補助人(以下「成年後見人等」という。)の報酬等を負担することが困難であるなどの理由で、かつ品川区社会福祉協議会の会長(以下「会長」という。)が認める者
- 二 その他生活困窮者

(対象費用)

第3条 助成対象費用は、成年後見等開始の審判がなされる区民の申立費用、成年被後見人等の後見活動に対する成年後見人等の活動経費、成年後見人等の報酬の全部又は一部及び成年後見等の開始以降において成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人(以下「成年被後見人等」という。)が負債等の清算を理由に困窮している施設生活費(以下「施設生活困窮費」という。)、(以下これらを「審判申立費用等」という。)とする。ただし、成年後見人等の報酬助成の金額は、家庭裁判所が決める金額の範囲内とする。

- 2 申立費用の助成額は、原則として12万円以内(鑑定費用を含む。)とし、成年後見人等活動経費の助成額は、年間5万円以内とする。
- 3 成年後見人等の報酬助成の金額は、原則として月額1万円以内とし、特段の事情があると会長が認めたときは月額2万円以内とする。
- 4 施設生活困窮費は年2回を限度に、1回につき2万円の範囲内で助成する。

(申請)

第4条 審判申立費用等を受けようとする者は、会長に申請しなければならない。

(審判申立費用等の助成)

第5条 前条の申請があったときは、会長は、本人又は成年後見等開始の審判の申立人に係る資産の状況を調査して、審判申立費用等の助成を行うものとする。

(成年後見人等の報告義務)

第6条 審判申立費用等の助成を受けている者の成年後見人等は、本人の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに会長に報告しなければならない。

(助成の中止)

第7条 会長は、本人の資産の状況若しくは生活状況の変化又は死亡等により助成の理由が消滅したと認めるとき、若しくは著しく変化したときは、助成の中止又は助成の金額を増減する。

(返還命令)

第8条 第5条の規定にかかわらず、審判申立費用等の助成を受けている者が、次のいずれかに該当する場合は、会長は、返還すべき金額の返還を命ずることができる。

- 一 審判申立費用等を成年後見制度の利用以外に使用したとき。
- 二 偽りの申請その他の不正な手段によって審判申立費用等の助成を受けたとき。

(その他)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項及び様式等は、別に会長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

平成 28 年度 市民後見人養成課題検討会 開催状況

年月日	内容等
28.10.24	事前打ち合わせの開催 ・今年度の検討会の持ち方について ・ワーキンググループの設置について ・その他
28.10.31	第 1 回課題検討会 ・座長、副座長の指名について ・今年度の課題検討会の持ち方について ・市民後見人養成市の取り組み状況と課題について ・今後の進め方について ・成年後見制度利用促進委員会について ・その他
28.11.14	第 1 回ワーキンググループ打合せ会 ・ヒアリング先について ・ヒアリング項目について ・その他
28.12. 1	ヒアリング：横浜市社会福祉協議会
28.12. 8	ヒアリング：川崎市社会福祉協議会
28.12.19	ヒアリング：足立区社会福祉協議会
29. 1.11	ヒアリング：品川区社会福祉協議会
29 .1.27	第 2 回課題検討会 ・市民後見人養成課題検討会これまでの経過について ・ヒアリング報告 ・報告書の柱立てについて ・その他
29. 2.17	第 2 回ワーキンググループ打合せ会 ・ヒアリング結果の整理と課題の抽出について ・その他
29 .3.24	第 3 回課題検討会 ・市民後見人養成課題検討会報告書について ・その他

市民後見人養成課題検討会名簿

氏 名	所 属
内嶋 順一 (座長)	神奈川県弁護士会
田中 晃 (副座長)	神奈川県社会福祉士会 ばあとなあ神奈川
岩本 英裕	平塚市福祉部高齢福祉課
昇 浩章	藤沢市福祉部福祉総務課
中田 栄二 (W)	平塚市社会福祉協議会 いきいき生活支援課 成年後見利用支援センター班
古舘 昌幸 (W)	藤沢市社会福祉協議会 あんしんセンター
和田 百合 (W)	伊勢原市社会福祉協議会

※ (W) はワーキンググループ

(オブザーバー)

成瀬 真由美	神奈川県保健福祉局 福祉部地域福祉課 地域福祉グループ
香野 遥	神奈川県保健福祉局 福祉部地域福祉課 地域福祉グループ

執筆

弁護士 内嶋順一

社会福祉士 田中 晃

平塚市社会福祉協議会 中田 栄二

藤沢市社会福祉協議会 古舘 昌幸

伊勢原市社会福祉協議会 和田 百合

神奈川県社会福祉協議会 権利擁護推進部

かながわにおける市民後見人養成の現状と課題
—市民後見人の養成と後見実施・支援機関の活動支援—
(平成 28 年度市民後見人養成課題検討会報告書)

発行日 2017 年 3 月 31 日

発行 (福)神奈川県社会福祉協議会 権利擁護推進部
〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター14 階

電話 045-312-5788 FAX 045-322-3559

URL:<http://www.knsyk.jp>

e-mail : kouken@knsyk.jp